出雲都市計画道路北荒木赤塚線 2 工区道路改良工事
に 伴 う 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 報 告 書

赤塚台場跡

2013 年 3 月

出 雲 市 教 育 委 員 会

出雲都市計画道路北荒木赤塚線２工区道路改良工事
に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

赤塚台場跡

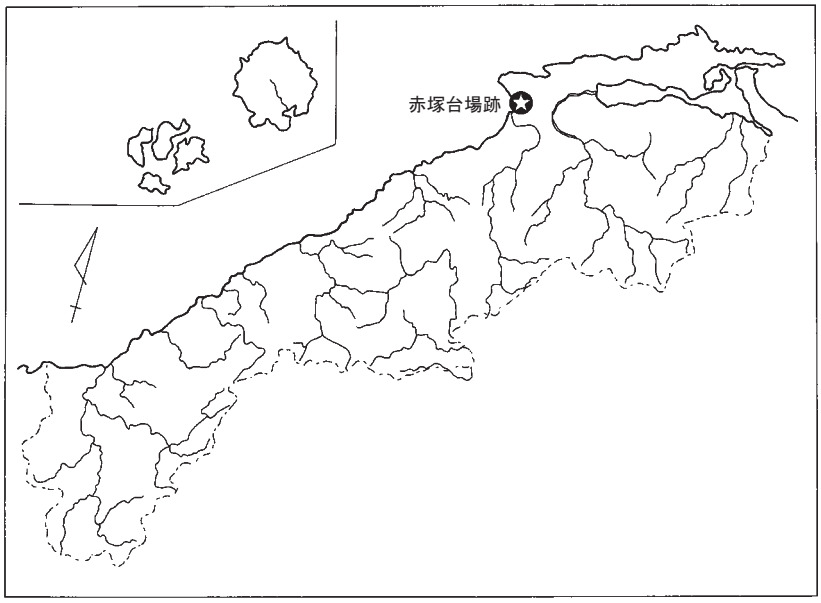

2013年3月

出雲市教育委員会

出土遺物（陶器）

出土遺物（陶器）

巻頭カラー 2

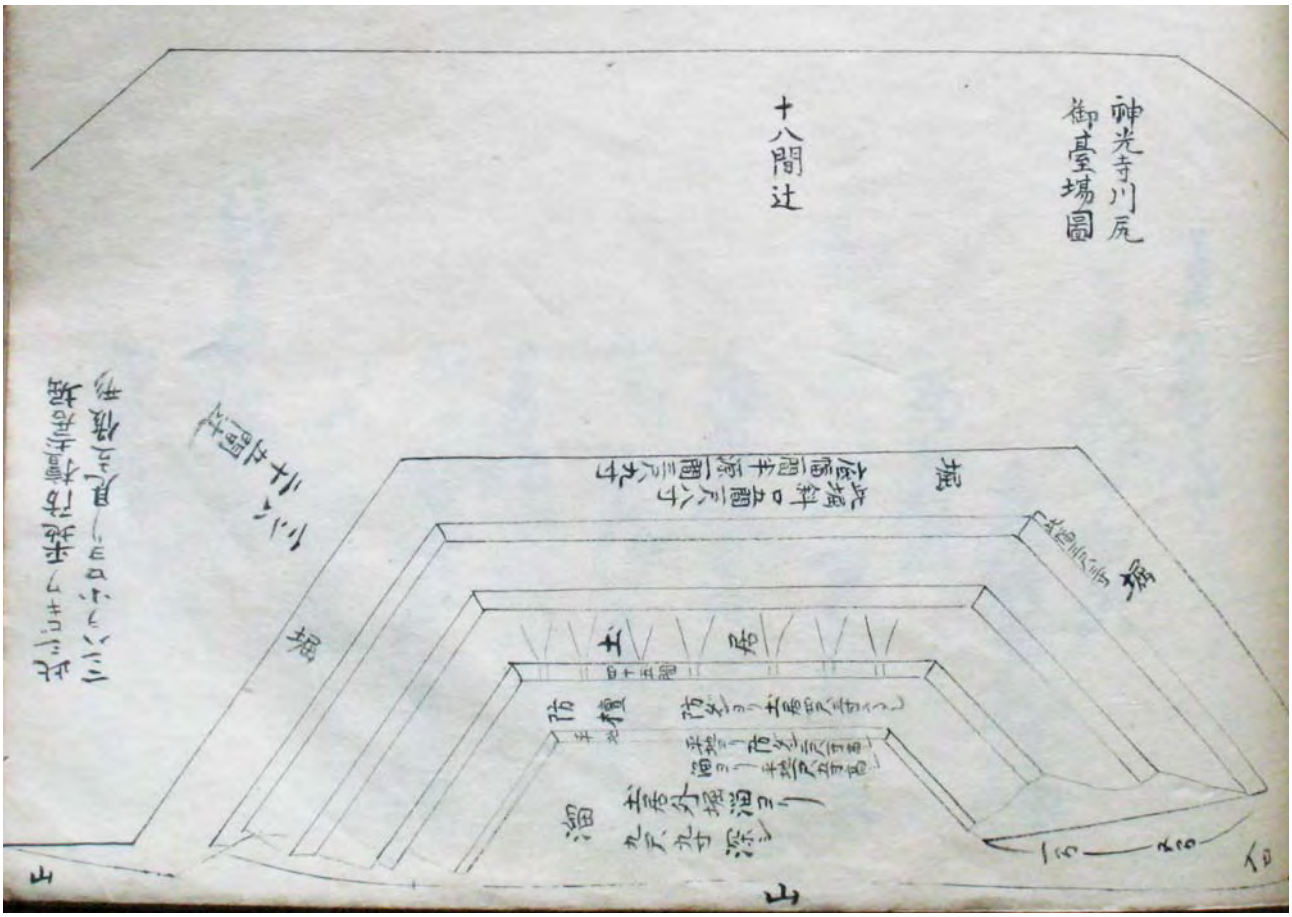

永見家文書『軍事留』神光寺川尻御台場図

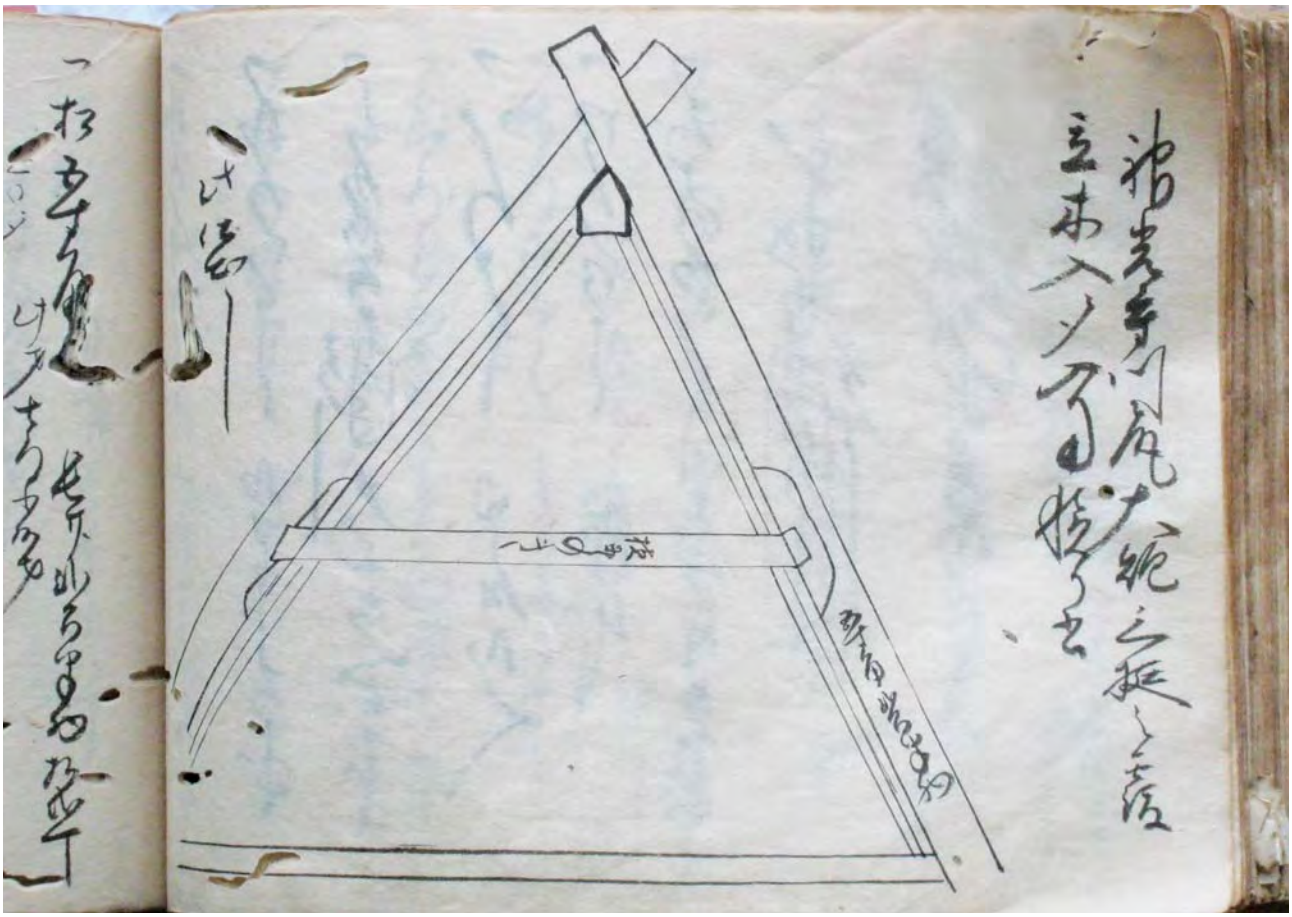

永見家文書『軍事留』

序

出雲市教育委員会では，平成23年度に出雲都市計画道路北荒木赤塚線2工区道路改良工事予定地内に所在する赤塚台場跡の発掘調査を実施しました。

赤塚台場跡は，接近する外国船舶に対し，砲撃を加える目的で松江藩により築かれた「神光寺川尻台場」にあたると考えられる遺跡で，『松江市誌』『松平定安公傳』によれば寛政11年（1799）に築造されたとありますが，今回の発掘調査では台場本体は確認することはできませんでした。しかし，台場が存在していた寛政期～幕末の頃の遺物が多く確認されたことは，付近に台場あるいは台場関連施設が存在したことを伺わせる貴重な発見となりました。

あわせて永見家所蔵の『軍事留（ぐんじどめ）』などの文献史料調査も行い，「神光寺川尻台場」は幕末に海防をより強化された文久年間以降台場が大きく整備し直されたことが明らかになったことは，松江藩の海防政策について貴重な資料を得ることができました。

こうした調査成果が，この地域の歴史を考える一助になれば幸いに存じます。

最後になりましたが，今回の発掘調査及び文献史料調査にあたりご理解とご協力をいただきました地元のみなさまをはじめ，関係機関の皆さまに心よりお礼申しあげます。

平成25年（2013）3月

出雲市教育委員会

教育長　　中　尾　一　彦

例　言

1．本書は，出雲都市計画道路北荒木赤塚線２工区道路改良工事に伴い，出雲市教育委員会が平成23年度に実施した赤塚台場跡発掘調査の報告書である。

2．発掘調査は，下記の期間において実施した。

平成23年（2011）6月 2 日～平成23年（2011）8月10日

平成24年（2012）1月30日～平成24年（2012）2月20日

3．発掘調査を行った地番は，次のとおりである。

出雲市大社町杵築西字山内1648－2 番地ほか

4．調査は以下の組織で行った。

事　務　局	花谷　浩（出雲市文化環境部	学芸調整官）
	福間　浩（　同	文化財課長）
	景山真二（　同	埋蔵文化財係長）
調　査　員	岸　道三（　同	埋蔵文化財係主任）
	八幡一寛（　同	文化財保護係嘱託員）
発掘作業員	伊藤　伸，大輝正人，河井幸夫，川上晴夫，佐野静枝，高根常代，	
	高根　豊，柳楽　晃，秦　誠治，花田増男，藤江　実	
室内整理作業員	鵜口令子，吹野初子，細野陽子	
調査指導機関	島根県教育庁文化財課	

5．調査にあたっては，地元の方々から多大な協力を得た。また，発掘調査及び遺物整理，文献史料調査にあたり，次の方々にご指導ご協力をいただいた。

阿部賢治（島根県埋蔵文化財調査センター臨時職員）

岡　宏三（出雲市文化財保護審議会委員，島根県教育庁文化財課専門研究員）

勝部　昭（島根県文化財愛護協会会員），黒目光正（『杵築古事記』所蔵者）

永見高明（『永見家文書』所蔵者），吉岡正治（赤塚１区町内会長）

6．本書で使用した方位は，真北を示す。座標は世界測地系第Ⅲ座標系に基づくものである。

7．本書掲載の遺物実測図及び写真撮影，執筆及び編集は，岸，八幡が行った。

8．本遺跡の出土遺物及び実測図，写真は出雲市教育委員会で保管している。

本　文　目　次

発掘調査編

第 1 章　調査に至る経緯 …… 1

第 2 章　位置と環境 …… 3

第 1 節　遺跡の位置 …… 3

第 2 節　歴史的環境 …… 4

第 3 節　台場をめぐる状況 …… 5

第 3 章　調査の成果 …… 7

第 1 節　発掘調査の概要 …… 7

第 2 節　層序 …… 7

第 3 節　出土遺物 …… 7

第 5 章　総括 ……16

文献史料調査編

第 4 章　文献史料の記録 ……縦組　1　48

第 1 節　永見家文書にみえる赤塚台場について ……縦組　1　48

第 2 節　「杵築古事記」にみえる赤塚台場について ……縦組 19　30

挿　図　目　次

第１章
　第１図　赤塚台場跡位置図 …… 1
　第２図　試掘トレンチ位置図 …… 1
　第３図　試掘トレンチ堆積土層図 …… 2
第２章
　第４図　赤塚台場跡周辺の遺跡 …… 3
第３章
　第５図　出土遺物実測図（1） …… 8
　第６図　出土遺物実測図（2） ……10
　第７図　出土遺物実測図（3） ……11
　第８図　出土遺物実測図（4） ……12
第５章
　第９図　松江藩台場跡の位置図 ……16

表　目　次

第３章
　第１表　出土遺物観察表（1） ……13
　第２表　出土遺物観察表（2） ……14
　第３表　出土遺物観察表（3） ……15
　第４表　出土遺物観察表（4） ……15
第４章
　第５表　『永見家文書』文久元年「軍事留」・明治４年「御用留」中の「神光寺川尻」・「神光寺
　　川尻台場」関連記事一覧 …… 縦組 3　46

写　真　図　版

巻頭カラー１（上）出土遺物（陶器）
巻頭カラー１（下）出土遺物（陶器）
巻頭カラー２（上）永見家文書「軍事留」神光寺川尻御台場図
巻頭カラー２（下）永見家文書「軍事留」
図版１（上）　調査前の状況
図版１（下）　赤塚台場跡推定地付近より日御碕を望む
図版２　出土遺物（1）
図版３　出土遺物（2）
図版４　出土遺物（3）
図版５　出土遺物（4）
図版６　出土遺物（5）
図版７　出土遺物（6）

発掘調査編

第１章　調査に至る経緯

平成 23 年（2011）4 月 18 日，出雲市都市整備部まちづくり推進課より，出雲都市計画道路北荒木赤塚線２工区道路改良工事予定地内における埋蔵文化財の事前調査について照会を受けた。当該予定地（延長 310 m）の西端部は，周知の遺跡である赤塚台場跡の推定地であることから，発掘調査の必要があると判断した。

なお，調査については台場跡と想定される海岸部に近い丘陵地を特に留意しながら最初に範囲を確認するためトレンチを調査を行った後，本格的な調査を実施することとした。

範囲確認調査は，同年６月２日から事業地内に 10 ヵ所のトレンチを設定して実施した（第２図）。いずれのトレンチも表土下 2.5 m

第１図　赤塚台場跡位置図（1：25,000）

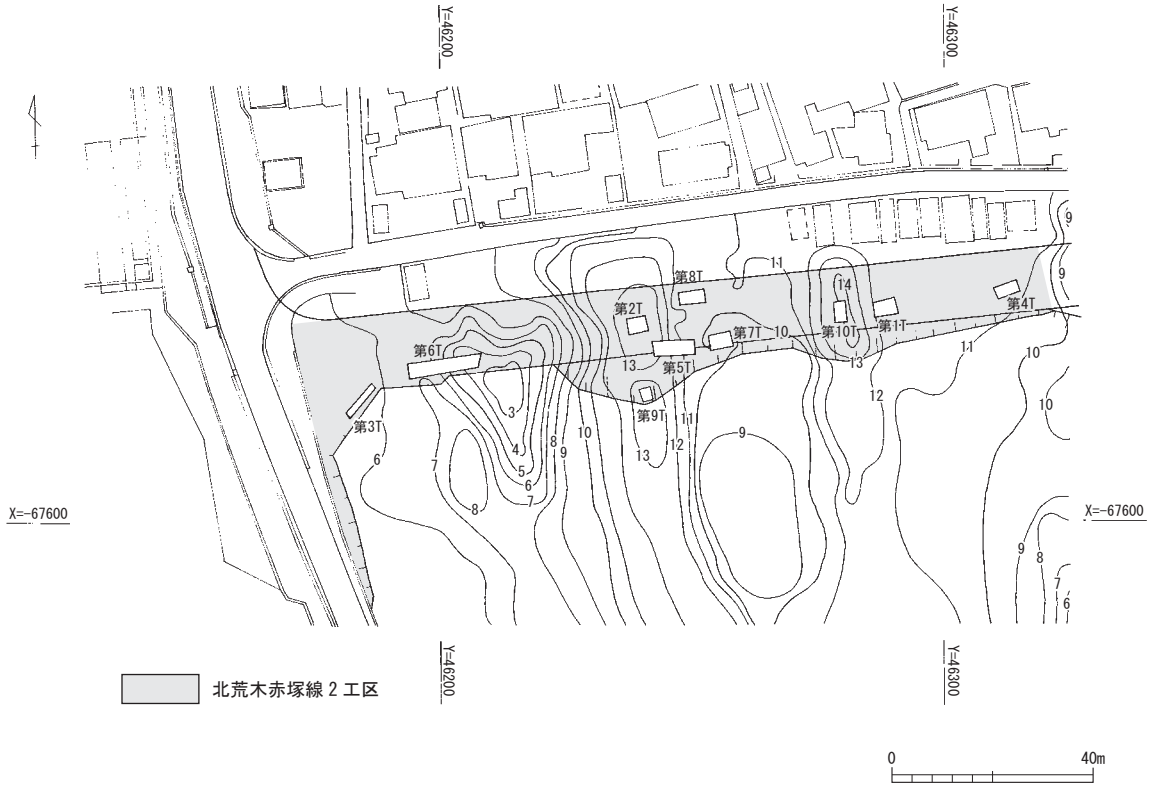

第２図　試掘トレンチ位置図（1：1,500）

以上掘り下げたものの，全て砂の堆積であり，崩落しやすいことから人力ではこれ以上の掘削は困難と判断し同年８月 10 日に一時終了した。

なお，第２・５・６トレンチ（第３図）からは，表土下 1.5 ～2 m の砂層より幕末から明治初期のものと考えられる磁器の広東碗や陶器の鉢や行平，擂鉢が出土したものの，全てのトレンチを通して石垣や版築といった台場に関わる遺構は認められなかった。

その後，範囲確認調査の結果を踏まえて，島根県教育委員会文化財課との協議及び調査指導により，砂による堆積により急激に地形が変化することも考慮し，３m 以上下面にも台場跡が存在する可能性が指摘された。そこで，まちづくり推進課と協議し，工事前の段階で遺物が出土した第２・５・６トレンチを中心とする丘陵地において立会調査を行い，遺物及び遺構の有無の確認を行うことで合意を得た。

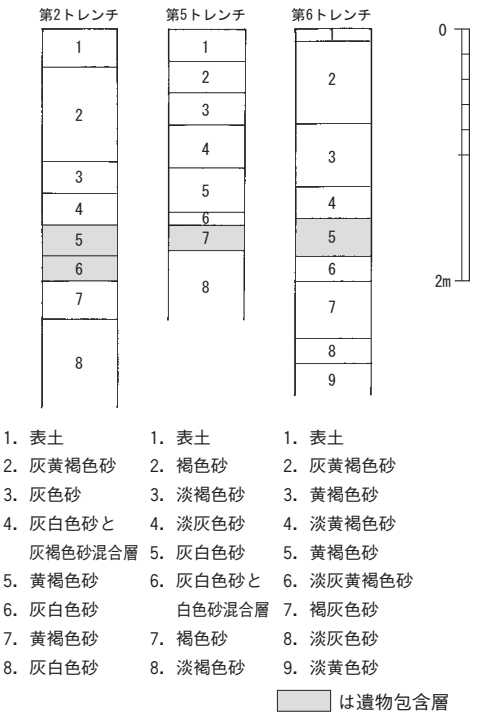

第３図　試掘トレンチ堆積土層図（1：60）

立会調査は平成 24 年（2012）１月 30 日から同年２月 20 日にかけて実施した。表土下５m 程度（部分的には８m 程度）まで掘削し，遺構は確認できなかったものの表土下 1.5 m～3 m 地点から幕末から明治初期にかけての遺物が確認された。したがって，遺構が存在しないことから本格的な発掘調査は実施しないものの，台場が築かれたのとほぼ同時期の遺物の採集を行うこととした。

調査面積はトレンチによる範囲確認調査で約 172 m^2，工事中立会よる調査で約 625 m^2 である。

発掘調査における手続きについては，調査前には台場跡の存在がほぼ想定されたことから，まず事業者である出雲市から，同年５月９日付で埋蔵文化財発掘の通知（文化財保護法第 94 条の第１項）が提出された。出雲市教育委員会ではこれを受け，埋蔵文化財発掘調査の通知（同法第 99 条の第１項）を同年５月 10 日付で島根県教育委員会教育長宛に提出している。

なお，調査終了後には埋蔵文化財発見届（遺失物法第 13 条），埋蔵文化財保管証，発掘調査の概報をそれぞれ出雲警察署，島根県教育委員会に提出している。

参考・引用文献

島根県教育委員会　2003 年『島根県遺跡地図Ⅰ（出雲・隠岐編）』
出雲市教育委員会　2010 年『網屋浜台場跡　河下台場跡』十六島湾台場跡群発掘調査報告書　出雲市の文化財報告 11

第２章　位置と環境

第１節　遺跡の位置

赤塚台場跡が所在したとされる出雲市大社町杵築西の赤塚地区は，大社町の中心市街地から約1.5 km 西南の微高地（大社砂丘）上に広がり，堀川（神光寺川）が日本海に注ぐ河口部の北側を中心とした地域にあたる。出雲大社の門前町として発展してきた地域であり，北側には宅地として民家が密集し，その南側は砂丘地（白枝山）となっている。

赤塚台場跡の周辺の遺跡には，古くは菱根遺跡（20）から縄文時代早期末の遺物が確認されている。これに続く遺跡としては原山遺跡（21），出雲大社境内遺跡（2）から縄文時代後期から晩期にかけての遺物が確認されている。この時期には北山南麓一帯が生活の中心となっていたことが窺える。

弥生時代には北部九州地方からの影響を受けた遺物が確認されている前期を中心とする原山遺跡をはじめ，出雲大社境内遺跡，鹿蔵山遺跡（16），五反配遺跡（17），南原遺跡（22）や硬玉製勾玉や銅

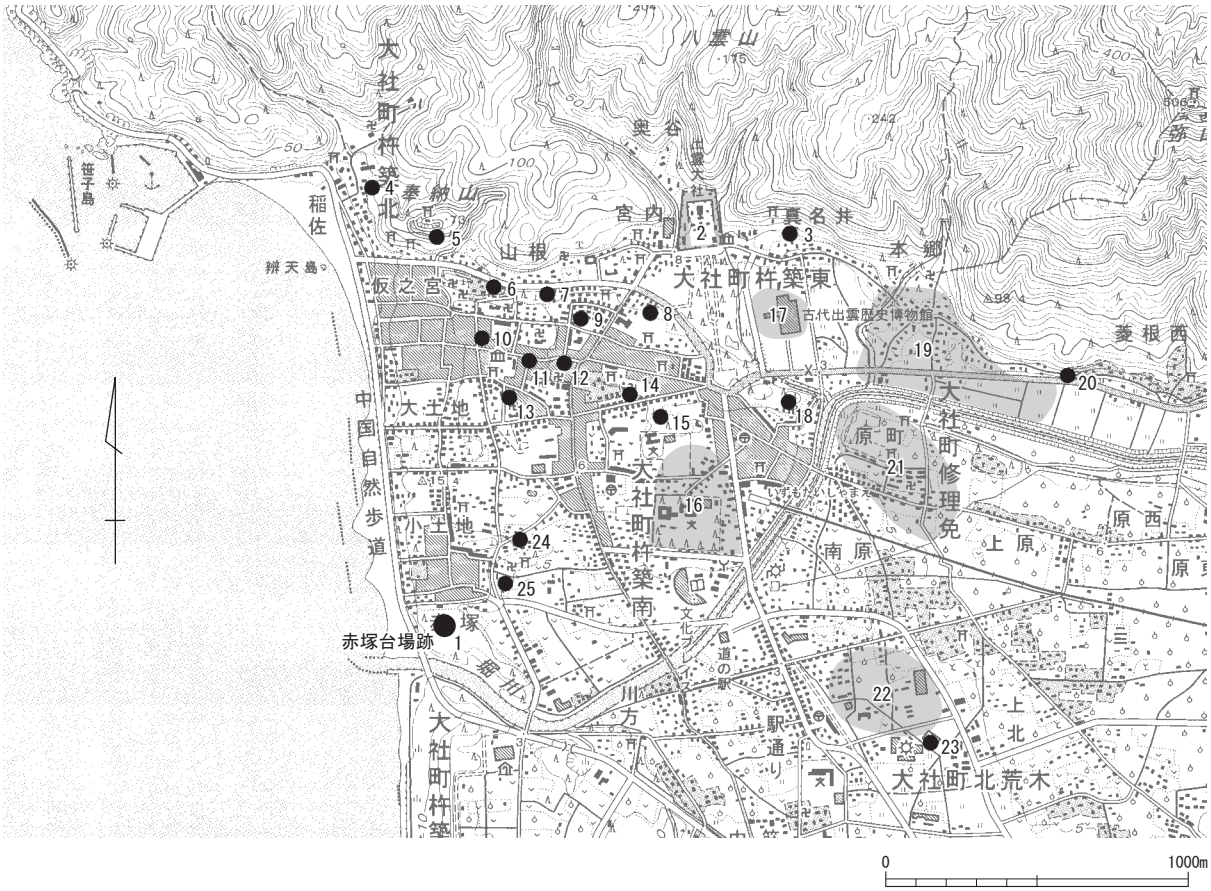

1．赤塚台場跡　2．出雲大社境内遺跡　3．真名井遺跡　4．稲佐遺跡　5．奉納山経塚　6．山根遺跡　7．大鼓原遺跡
8．旧大社東小学校遺跡　9．松現寺山遺跡　10．永徳寺坂遺跡　11．立小路遺跡　12．松林寺境内遺跡　13．誓願寺古墓
14．西光寺墓地遺跡　15．鹿蔵山経塚　16．鹿蔵山遺跡　17．五反配遺跡　18．神光寺裏山遺跡　19．修理免本郷遺跡
20．菱根遺跡　21．原山遺跡　22．南原遺跡　23．中分貝塚　24．埴輪片採取地　25．法海寺前遺跡

第４図　赤塚台場跡周辺の遺跡（1：25,000）

戈の出土地で知られている真名井遺跡（3）がある。

古墳時代になると前期・中期には一時断絶があるものの，後期には集落が飛躍的に増大し，南原遺跡や出雲大社境内遺跡，五反配遺跡など多くの遺物が確認されている。一方，大社地域での古墳築造は日御碕地区の高間ヶ原古墳（消滅），遙堪地区の西組古墳群（消滅）を除くと確認されておらず，出雲大社の成立とともに宮域の関連が指摘されるところである。しかしながら，稲佐遺跡，赤塚荒神社付近からは１片ずつではあるが円筒埴輪片が検出されており，注意される。

奈良・平安期になると奈良三彩や腰帯金具が出土し，官衙関連遺跡と目される鹿蔵山遺跡をはじめ出雲大社境内遺跡，南原遺跡，修理免本郷遺跡（19）が存在する。中でも鹿蔵山遺跡や南原遺跡からは当該期を中心とする貝塚が築かれており，この地域の特色となっている。

中世には，前述した鹿蔵山遺跡や出雲大社の壮大さを示す３本を束にした柱跡が確認された出雲大社境内遺跡などで遺物や遺構が検出されているほか，大鼓原遺跡（7），旧大社小学校遺跡（8），松現寺山遺跡（9），永徳寺坂遺跡（10），法海寺前遺跡（25）などからも遺物が確認されている。また，古墓として誓願寺古墓（13）や西光寺墓地遺跡（14）などが存在するとともに，経典を納めた奉納山経塚（5）や鹿蔵山経塚（15）が存在する。

第２節　歴史的環境

古代の赤塚の様子については，『出雲国風土記』の中に２ヶ所記述がみられる。その一つは出雲郡の官社と国社の中にある「山邊社」であり，かつては赤塚村であった現在の小土地地区に鎮座している山辺神社であると考えられている。もう一つは「薗」であり，大社町西南の湊原・川尻地区にあたるものと考えられている。

中世には絵図や文献によって赤塚地域の様子を窺うことができる。鎌倉時代中期に描かれた『出雲大社并神郷図』には中村・宮内・市庭・越峠・大土地とともに，赤塚が一つのまとまりをもった地域を形成していたこと読み取れる。また，中世の出雲大社参詣道のひとつである駄渡街道の通る主要な地域であったことがわかる。

近世には，赤塚が主要な集落である「杵築６ヵ村」の一つとして記されている。赤塚台場跡は，明治期の書物によれば神光寺川尻御臺場として永見家所蔵の『軍事留』に詳しく記述されているほか『杵築古事記』『雲藩職制』『松平定安公傳』などにも記述がみられる。

赤塚の地名の語源は，『懐橘談』によると万葉歌人である山邊赤人の塚があったことから赤塚となったとの記述があり，『出雲國風土記』出雲郡の官社と国社の記述には「山邊社」が赤塚に鎮座していたとされている。しかしながら，赤人が杵築に来たという記録や和歌も残っておらず，その信憑性は疑問視されている。

赤塚は，西に海を臨む砂丘上に立地していることから，古くから漁労と農耕を中心に生活が営まれてきたと考えられている。周辺の遺跡にも貝塚を伴う遺跡が多いことが特徴となっている。鎌倉時代の絵図には赤塚の浜に漁船が描かれるとともに，『雲陽誌』には塩浜の記述がみられ，製塩業も盛ん

であったことがわかる。また，江戸時代に入ると漁労，製塩のほか綿づくりも盛んになり，杵築は一大輸出港となった。

第３節　台場をめぐる状況

台場は，要衝の地に大砲を据え，外国船舶の接近に対して砲撃を加える目的で築かれた施設のことである。鎖国下にあった日本にたびたび外国船が現れて通商を求めるようになったのは 18 世紀末頃から 19 世紀中頃にかけてのことである。寛政４年（1792）には頻繁にロシアの船が蝦夷地に来て通商を求め，これに対して幕府は諸藩に海防策を講じるように命じている。

それ以前に松江藩は外国船にどのように対応したか。『松江市誌』によれば享保２年（1717）から同３年（1718）にかけて美保関や十六島浦，差海などへ唐船が何度も姿を見せていたと記されている。そして，７代藩主松平治郷（不昧公）により寛政５年（1793）にはいち早く異国船に対する警備として「唐船番」として兵備を整え，以後松江城にて演習を重ね，寛政 11 年（1799）頃までには藩内 18 ヵ所に台場が築造されたとされる。

その後，ロシア船による蝦夷地への侵入や英国船員による長崎での暴行事件などにより，幕府は文政８年（1825）に「外国船打払令」を発し，外国船籍に対しては届出なくとも直に砲撃を加え，上陸する外国人に対しては害を加えてもかまわない，といった通達を出している。この外国船打払令を受けて，海岸を有する全国の諸藩においては天保年間（1830～44）に台場の築造が盛んになってくる。

幕末に至り，諸外国の脅威がせまる中松江藩では，10 代藩主松平定安は嘉永７年（1854）の着任以降，数度にわたって松江藩領内を巡見し，各地の台場を見てまわった。旧来の台場を視察するとともに文久元年（1861）に，神門郡大池へ大池台場の築造，同２年（1862）長崎にて軍艦・第一八雲丸（鉄艦），第二八雲丸（木艦）の２艘を購入。同３年（1863）には，末次村（現・松江市末次町）に習兵所を設け，西洋式の軍事訓練を実施，また島根郡福浦へ福浦台場と楯縫郡へ河下台場・小津台場の築造をおこない，海岸警備につとめた。

『松平定安広傳』には「唐船番隊」についても詳細に記述され，台場 18 ヶ所のうち砲術方が 11 ヵ所，棒火矢方が７ヵ所とある。また，海上を防備，監視するために遠見番所が６ヵ所に置かれたと記載されている。

台場 18 ヵ所は次のとおりである（第９図参照）。

島根郡　　三保関加鼻，軽尾浦，片江浦大崎鼻，野波浦竹ヶ崎，水浦幕島
秋鹿郡　　片句浦宮崎鼻，江角浦の龍ノ口の上，古浦塩床
楯縫郡　　三津浦ノシドの谷，十六島浦アミヤ，川下村釜屋谷
神門郡　　鷺浦鶴島の上，日御碕経島の上と小黒田，杵築神光寺川尻，指海村カケノ山
　　多岐村小濱の上，口田儀村大畑山の下

遠見番所（6ヵ所）

島根郡　　三保関馬着山，多古浦上ヶ原

秋鹿郡　　手結浦風見山

楯縫郡　　アミヤの上山

神門郡　　宇龍，口田儀大畑山

この中で神光寺川尻台場（赤塚台場跡）には，物見役として使番本役2名，雇3名が配置され，砲術方のほか，玉方6名，小屋11組，矢方7組の計18組（1組4名）の合計72名が配置されたとされる。

このような幕府の海防対策の最中の嘉永6年（1853）にはペリーが浦賀に入港し開国を要求し，翌7年（1854）には日米和親条約が締結され，開国したものの，むしろ結果として外国人に対する排斥運動が拡がり馬関戦争や薩英戦争，下関戦争を経て台場の築造は明治維新まで続けられている。

そして，神光寺川尻台場（赤塚台場跡）は永見家所蔵の『軍事留』の中には設計図か完成図かは明らかではないが絵図も残されている（巻頭カラー②）。この絵図からは，浜側から堀，土居，防檀，溜が築かれ，大砲の覆は三角屋根とあり，銃門は7門であることが読み取れる。台場の平面プランは台形状（稜堡多角形）をしているが，規模，構造については不明な点が多い。文書には付属施設として獅子垣，土蔵，穴蔵，合薬蔵などがあったことも記されている。詳細は第4章第1節で述べることとする。

参考・引用文献

「赤塚歴史探訪」編集委員会　2010年『赤塚歴史探訪』赤塚自治会
出雲市教育委員会　2010年『網屋浜台場跡　河下台場跡』十六島湾台場跡群発掘調査報告書　出雲市の文化財報告11
上野富太郎・野津静一郎編　1941年『松江市誌』松江市
大社町史編集委員会　2002『大社町史　史料編　民俗・考古資料』大社町
永見家文書　1863年『軍事留』永見高明氏所蔵
西ヶ谷恭弘編　2002年『国別城郭・陣屋・要害・台場辞典』　東京堂出版
原　剛編　1988年『幕末海防史の研究』名著出版
松平直亮　1934年『松平定安公傳』

第３章　調査の成果

第１節　発掘調査の概要

調査は，最初に台場跡が存在することを前提としたトレンチを設定し範囲確認調査を行った。トレンチは表土下３m 近く掘削したものの全て砂の堆積であり，石垣や版築によってしっかりと固められた形跡もなかった。しかしながら，一部のトレンチからは江戸時代後期から明治時代初期の遺物が検出された。

その後，遺物が検出されたトレンチを中心に工事立会による調査を行った。表土下 5～8 m まで確認したものの，台場跡と考えられるような遺構は確認できなかった。しかしながら，表土下 1.5～2.5 m 付近にかけての砂層から遺物が散見されたため，その間の砂を全て篩にかけ，遺物の採集を行った。

第２節　層序

砂丘地のため，10～20 cm の表土を除くと 8 m 以上砂の堆積である。地点ごとに色調や粒子の粗さにより分層できるものの，平面的には砂の飛散により急激に地形が変化することから，一様ではない。しかしながら，遺物が出土するのは表土下 1.5～2.5 m の間にほぼ納まるものと考えられる。

第３節　出土遺物

今回の発掘調査で出土した遺物はすべて遺構を伴わない包含層からで，陶器，磁器，瓦質土器，土師器，管状土錘などである（第 5～8 図，第 1～4 表）。

第 5 図には陶器を示している。1～5 は布志名焼である。1～3 は半球形碗（ぼてぼて茶碗）で，4 は土瓶で蓋がつくものである。5 は，器形は不明であるが外面は流し掛けによる装飾が施されている。以上については 1 がやや古い様相を示し 19 世紀前葉と考えられ，他はいずれも 19 世紀代以降のものと考えられる。

6～16 は在地系の陶器である。6 は香炉であろうか。体部には笹文が描かれ，見込みには重ね焼きの痕跡が認められる。7 はらっきょう形瓶で，内外面に来待釉が塗布されている。8 は皿で，9 は鉢で見込みに目跡が 1 ヶ所に認められ，掛け分けにより装飾されている。10 は灯明受皿である。切立状の油溝を有し，内外面に煤が付着している。11 は落とし蓋である。12 は半球形碗で，13 は擂鉢である。14 は，行平で，外面上部には飛び鉋，内面は刷毛目による装飾が施されている。15 は鉢で，見込みには目跡が 2 ヶ所に認められる。16 は算盤形土瓶で，外面には煤が付着している。以上の在地系陶器はいずれも 19 世紀代以降のものと考えられる。

17～25 は石見焼である。17 は丸形碗で 18 世紀末葉以降のものであろう。18 は徳利で，底面には「山□」の墨書が認められる。18 世紀代から 19 世紀中葉までのものと考えられる。この徳利は量り売り

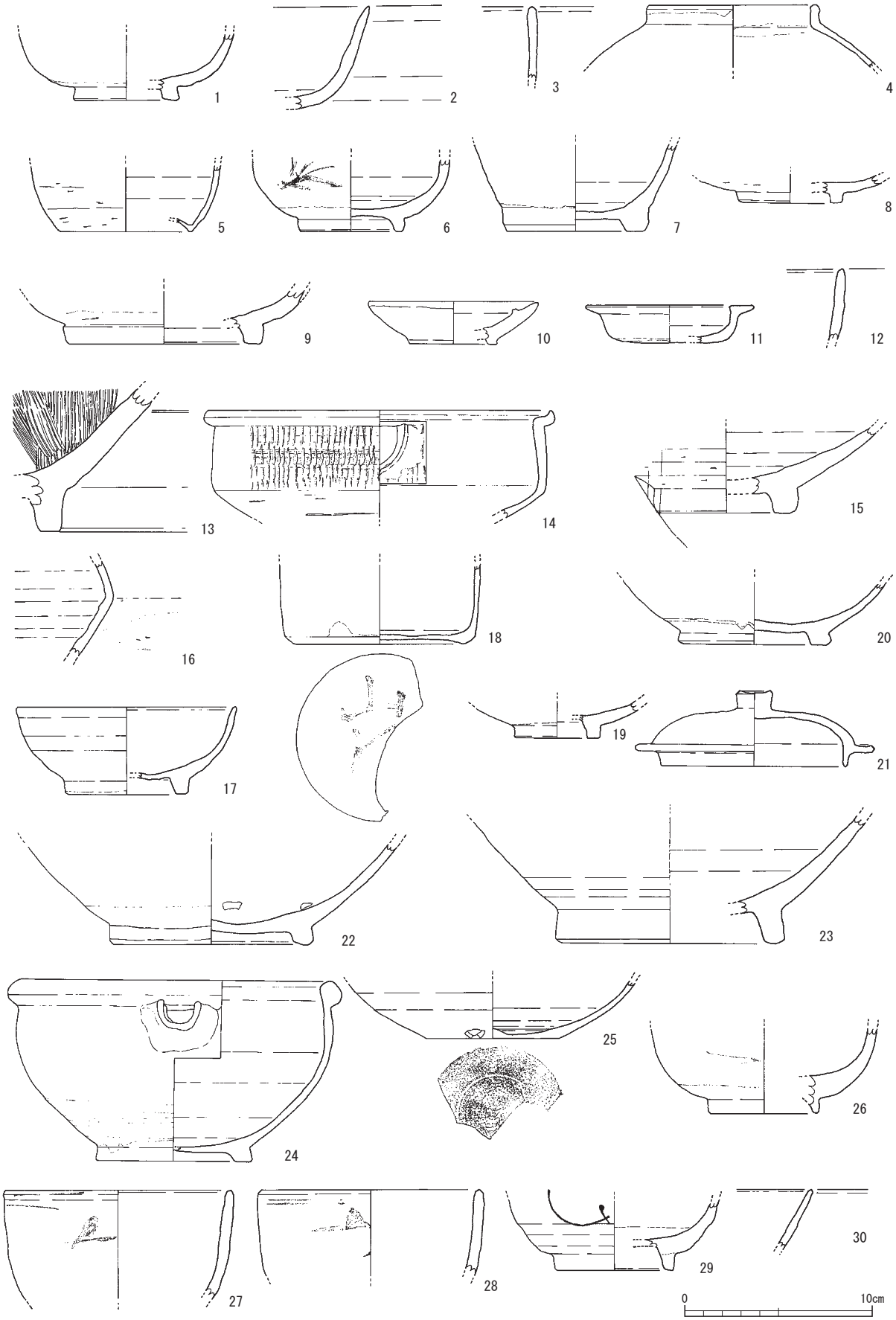

第５図　出土遺物実測図（1）（1：3）

で持ち帰り用のものと考えられ，付近にある酒屋や苗字，屋号等も調査したが，不明であった。なお，不明字の旁りは氵あるいは氵と考えられる。19は皿で，19世紀中葉以降のものであろう。20は鉢で，見込みに目跡が4ヵ所に認められる。19世紀代以降のものであろう。21は完形の壺蓋で，19世紀中葉以降のものであろう。22は半胴甕で，見込みには目跡が6ヵ所認められる。23は鉢で，見込みは蛇の目釉剥ぎにより仕上げられている。22・23は19世紀代以降のものであろう。24は片口鉢で，片口が丁寧に作られているのが特徴で19世紀中葉以降のものと考えられる。25は行平で，脚が貼付けられているのが1ヶ所に認められる。19世紀代以降のものと考えられる。

26～29は，肥前系波佐見の陶胎染付である。いずれも丸形碗で呉須，白化粧土，透明釉が塗布されている。26は，底部付近に回線が1条，27は口辺部に回線が2条巡らされ，体部には不明であるが呉須絵により文様が描かれている。28も文様不明であるが呉須絵により文様が施されている。29は轆轤水引き痕が明瞭に残り，体部には草花文が描かれている。以上はいずれも18世紀前半代のものと考えられる。

30は萩焼の杉形碗である。出土はこの 1 点のみで19世紀代のものであろう。

第6図1・2は陶器である。1は肥前系の甕で，外面は釘彫りで波状文が描かれ，内面には格子状の叩き痕が認められ，18世紀以降のものと考えられる。2は，盤形になると思われるが，器形は不明である。灰釉により施釉され，在地系のものであろう。

第6図3～26には肥前系の磁器で，1770年代から19世紀中葉のものであろう。3は端反形碗で，外面には雪の輪と笹文，見込みにも文様が染付けられている。4は丸形碗で，外面は退化した格子文，見込みにも文様が染付けられている。肥前の波佐見焼で1770年代前後のものであろう。5は端反形碗で外面に虫籠文の中に蝶が染付けられている。6は端反形碗で内外面，見込みとも格子文，外面には笹文も染付けられている。7は腰張形皿で，蛇の目凹型高台を有し内面には笹文が染付けられている。8は広東碗で，長くほぼ垂直に伸びる高台を有し，外面には山水文（柳）が染付けられている。9は望料碗の蓋で，外面には区割り文が色絵素地で染付けられている。10は碗で，見込みには鷺文が染付けられ，三足トチン跡が認められる。11は，蓋物であろう。内面口縁部付近を除き透明釉により施釉され，外面には鶴の文様が染付けられている。12は，御神酒徳利で，体部に文様は不明であるが緑茶の色絵により上絵付されている。13は端反形碗で，外面には線描きによる唐花文，内面には雷文が染付けられている。14は端反形碗で，で外面には格子文が染付けられている。15は輪花形皿で，内面には墨弾き波文が染付けられている。16は腰張形皿で，16も蛇の目凹型高台を有し，内面には蛸唐草文，見込みに唐花文，外面にも文様が染付けられている。また，ガラス白玉粉による焼継ぎ痕が認められる。17は望料碗の蓋で，外面にみじん唐草文，内面には四方叩き文が染付けられている。18は，筒型香炉で，見込みにはアルミナ砂が塗布されているが，時期については不明である。19は丸形皿で，内面には唐花文，五弁花，外面にも文様が染付けられ，底部にはコンニャク印判で渦福の銘が入っている。20は広東碗蓋で，外面には梅花文，内面にも文様が染付けられている。21は青磁の丸形碗で，見込みにはアルミナ砂が塗布された肥前系波佐見焼である。22は端反形碗の蓋で，内外面とも山水文が染付けられている。23・24は筒丸形湯呑み碗である。23は外面に笹文，内

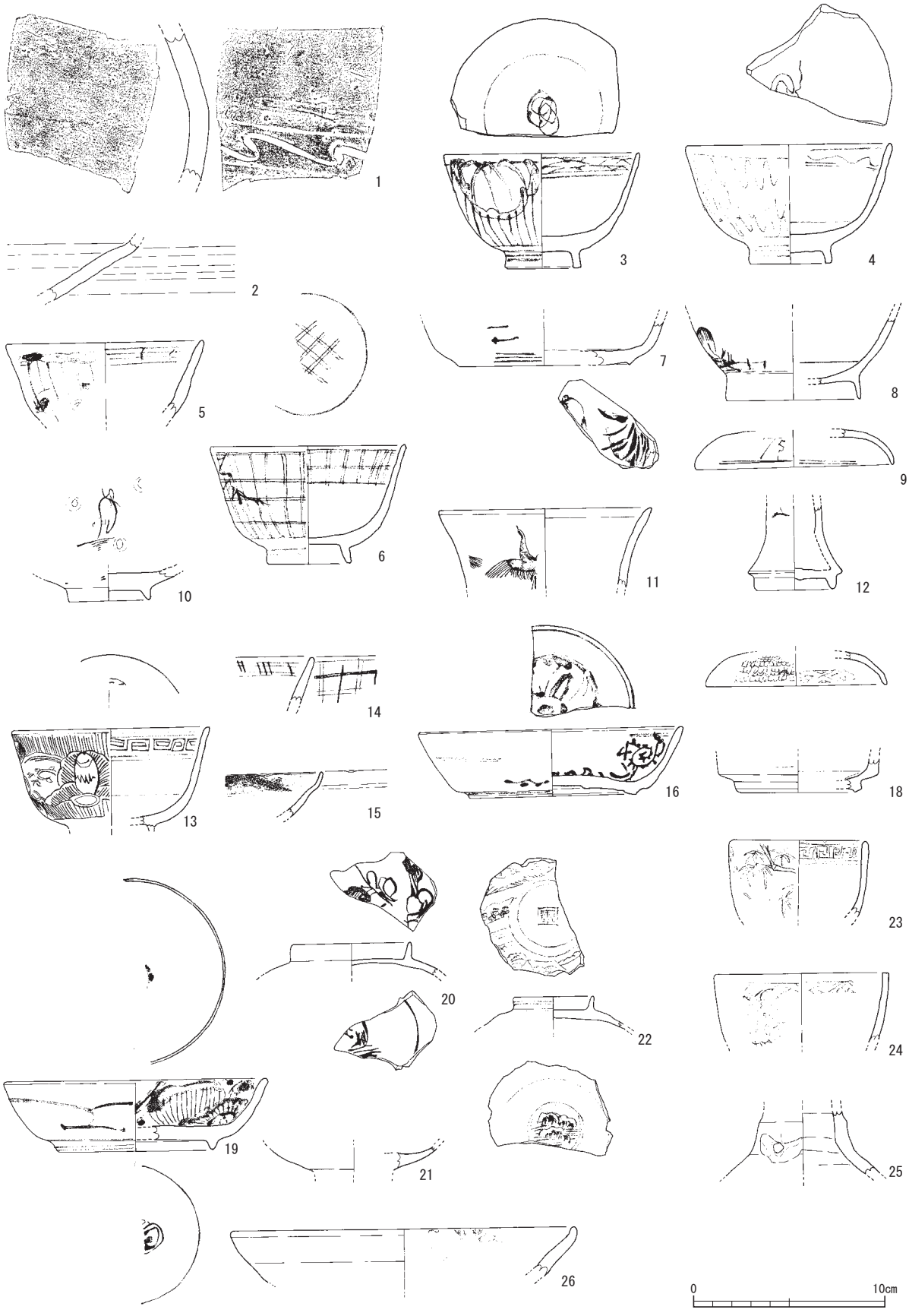

第６図　出土遺物実測図（2）（1：3）

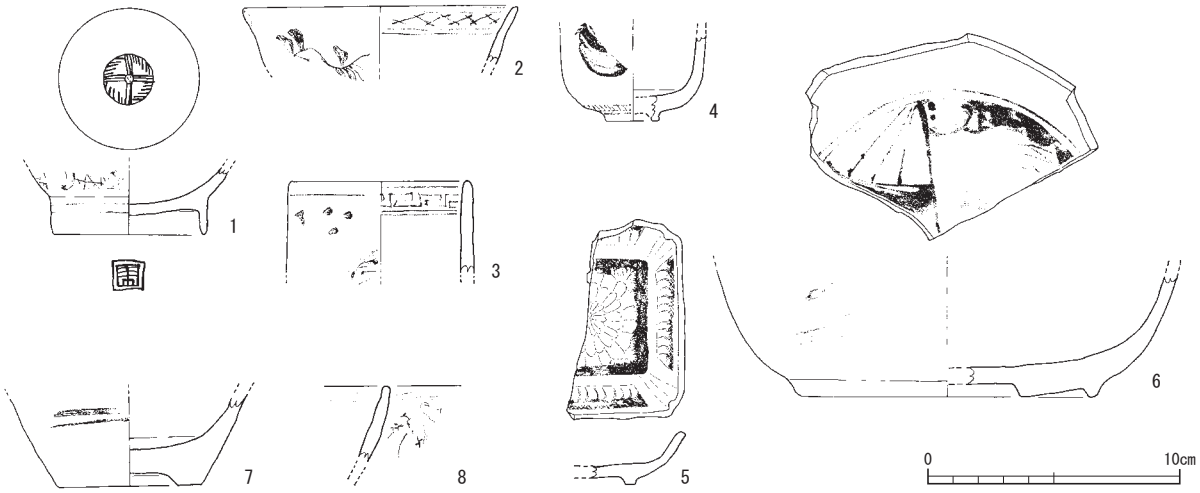

第７図　出土遺物実測図（3）（1：3）

面には雷文，24 は外面に花文，内面にも文様が染付けられている。25 は肥前系青磁の仏花瓶で，外面に押型陽刻文様が貼り付けられている。26 は平形皿で，内面には花文が染付けられている。

第７図は磁器で，19 世紀代のものである。1 は肥前系の広東碗で，外面は幾何学文，見込みには十字華が染付けられている。また，底部には銘があるが不明字である。2 は有田焼の端反形碗で，外面は草花文がコバルト染付されている。3 は瀬戸美濃焼の筒丸形湯呑み碗で，内面は雷文で染付けられている。4 は関西系の筒形小杯で，外面は丸文で染付けられている。5 は，瀬戸美濃焼の四隅切方皿である。押型成型により内面に菊花文を陽刻している。6 は，在地系の鉢である。蛇の目釉剥ぎ高台を有し，内面には山水丸文が染付けられている。特徴から，産地については意東あるいは久村の窯で焼かれたと思われる。7 は，試掘第 6 トレンチから出土した瓶で一輪挿のようなものであるが，産地は不明である。8 は，丸形碗である。産地は不明であるが，外面には笹文がコバルト染付されている。

第８図の 1～3 は，管状土錘である。試掘トレンチ及び立会調査により多く出土しているが，完形のものを図示している。いずれも手捏ねにより成形されている。時期は不明である。

4・5 は瓦質の焙烙である。調査により多数出土しているが，外耳が付くものを図示している。いずれも型作りによって成形され，外耳は退化して貼り付けてあるのみである。焙烙はさまざまな遺跡から出土するもののその編年については明確なものがなく，時期は不明である。

6 は，土師器小皿である。内外面とも回転ナデ，底部は回転糸切りによって切り離されている。近世以降のものである。なお，このような土師器は，この 1 点のみの出土である。7 は，瓦質土器の七輪であろう。焚口があり外面はナデ，内面頸部下は削りによる調整が行われている。時期は不明である。

8 は，土師器で，五徳であろうか。内外面に煤が付着し，外面胴部には筑前製造の印刻がある。旧国名の刻印があることから，江戸時代から明治前半にかけてのものと考えられる。

以上，台場が実用されたと考えられる 1863 年から 1870 年頃にかけて使用されたと考えられる陶器，

磁器，その他の遺物について概要を示したところであるが，日用雑器の類が多いことが特徴となっている。このことは，外国船舶を防備する施設である台場という目的上，特に上質の器類が必要ではなかったことを示しているものと思われる。

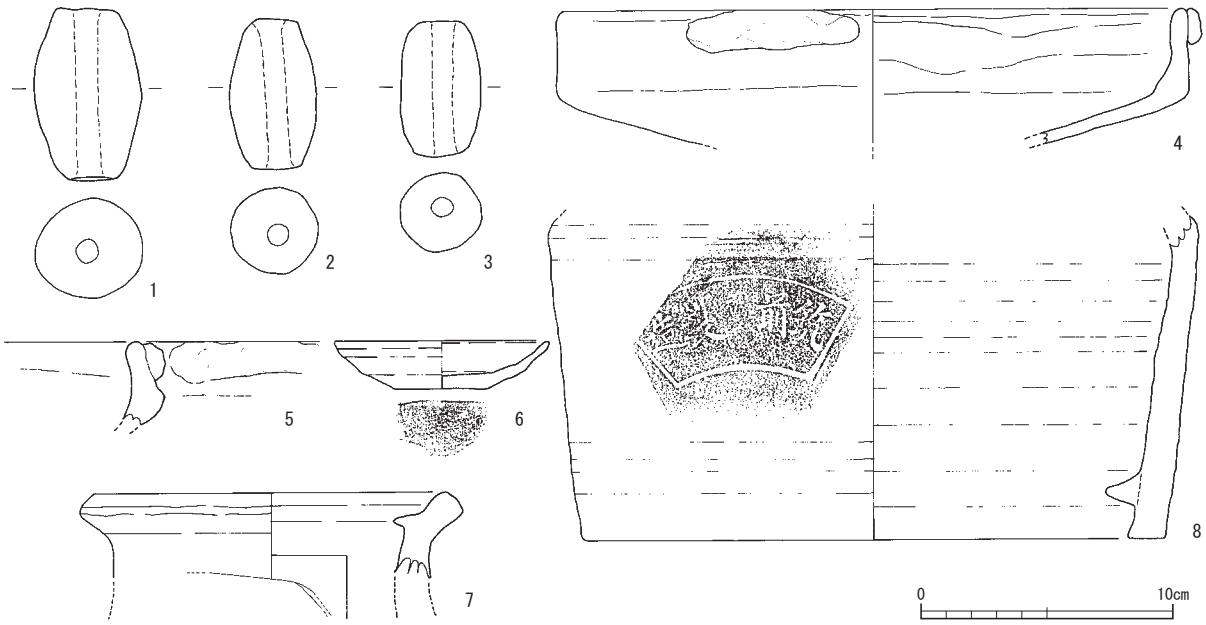

第８図　出土遺物実測図（4）（1：3）

参考・引用文献

新宿区南町遺跡調査団　2007 年『南町遺跡 6』ルネ神楽坂建設事業に伴う緊急発掘調査報告書
佐賀県立九州陶磁文化館　1991 年『塩田町志田西山 1 号窯』跡肥前地区古窯跡調査報告書第 8 集

表１　出土遺物観察表（1）

挿図番号	種　別	器　種	成　形	釉　薬	文　様	装　飾	推定産地	推定年代	備　考
5−1	陶器	半球形碗	轆轤	海鼠釉	—	—	布志名	19 世紀前葉	ぼてぼて茶碗
5−2		半球形碗	轆轤	黄釉	—	—	布志名	19 世紀中葉～	ぼてぼて茶碗
5−3		半球形碗	轆轤	青緑釉	—	青地	布志名	19 世紀～	ぼてぼて茶碗
5−4		土瓶	轆轤	青緑釉	—	青地	布志名	19 世紀～	
5−5		不明	轆轤	黄釉 藁灰	—	流し掛け	布志名	19 世紀～	
5−6		香炉？	轆轤	灰釉 呉須	笹文	呉須絵	在地系	19 世紀～	重ね焼痕あり
5−7		らっきょう形瓶	轆轤	来待釉	—	—	在地系	19 世紀～	
5−8		皿	轆轤	藁灰	—	—	在地系	19 世紀～	
5−9		鉢	轆轤	青緑釉 藁灰	—	掛け分け	在地系	19 世紀～	目跡×１
5−10		灯明受皿	轆轤	灰釉	—	—	在地系	19 世紀～	油溝切立状
5−11		壺蓋 （落とし蓋）	轆轤	青緑釉	—	—	在地系	19 世紀～	
5−12		半球形碗	轆轤	青緑釉	—	—	在地系	19 世紀～	
5−13		擂鉢	轆轤	来待釉	—	—	在地系	不明	
5−14		行平	轆轤	来待釉	—	刷毛目 飛び鉋	在地系	19 世紀～	
5−15		鉢	轆轤	灰釉	—	—	在地系	19 世紀～	目跡×２
5−16		算盤形土瓶	轆轤	来待釉	—	—	在地系	19 世紀～	
5−17		丸形碗	轆轤	灰釉	—	—	石見	18 世紀末葉～	
5−18		徳利	轆轤	灰釉	—	—	石見	18 世紀～19 世紀中葉まで	墨書「山□」
5−19		皿	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀中葉～	
5−20		鉢	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀～	目跡×４
5−21		壺蓋	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀中葉～	
5−22		半胴甕	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀～	目跡×６
5−23		鉢	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀～	見込み蛇の目釉剥ぎ
5−24		片口鉢	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀中葉～	
5−25		行平	轆轤	灰釉	—	—	石見	19 世紀～	
5−26		丸形碗	轆轤	呉須 白化粧土 透明釉	不明	呉須絵	肥前系 波佐見	18 世紀前半代	陶胎染付
5−27		丸形碗	轆轤	呉須 白化粧土 透明釉	不明	呉須絵	肥前系 波佐見	18 世紀前半代	陶胎染付
5−28		丸形碗	轆轤	呉須 白化粧土 透明釉	不明	呉須絵	肥前系 波佐見	18 世紀前半代	陶胎染付
5−29		丸形碗	轆轤	呉須 白化粧土 透明釉	草花文	呉須絵	肥前系 波佐見	18 世紀前半代	陶胎染付
5−30		杉形碗	轆轤	藁灰	—	—	萩	19 世紀代	深川窯指標か？
6−1		甕	轆轤 格子状叩き	灰釉	波状文	釘彫り	肥前	18 世紀以降	志田西山 1 号窯指標
6−2		不明	轆轤	灰釉	—	—	在地系	19 世紀～	

第２表　出土遺物観察表（2）

挿図番号	種　別	器　種	成　形	釉　薬	文　様	装　飾	推定産地	推定年代	備　考
6−3	磁器	端反形碗	轆轤	呉須 透明釉	雪の輪 笹文	染付	肥前系	幕末～明治初期	
6−4		丸形碗	轆轤	呉須 透明釉	格子文	染付	肥前系 波佐見	1770 年代前後	
6−5		端反形碗	轆轤	呉須 透明釉	虫籠文 蝶	染付	肥前系	1830～ 1840 年代	
6−6		端反形碗	轆轤	呉須 透明釉	笹文 格子文	染付	肥前系	1850～1860 年代	
6−7		腰張形皿	轆轤	呉須 透明釉	笹文	染付	肥前系	18 世紀末葉	蛇の目凹型高台
6−8		広東碗	轆轤	呉須 透明釉	山水文（柳）	染付	肥前系	1800～1810 年代	
6−9		望料碗蓋	轆轤	呉須 透明釉	区割り文	染付	肥前系	18 世紀後半代	色絵素地
6−10		碗	轆轤	呉須 透明釉	鷺文	染付	肥前系	18 世紀末葉～	目跡×３ 三足トチン跡
6−11		蓋物	轆轤	呉須 透明釉	鶴文	染付	肥前系	18 世紀後葉～	
6−12		御神酒徳利	轆轤	透明釉 色絵（緑茶）	不明	上絵付	肥前系	19 世紀～	
6−13		端反形碗	轆轤	呉須 透明釉	唐花文	染付	肥前系	1820～ 1860 年代	線描き
6−14		端反形碗	轆轤	呉須 透明釉	格子文	染付	肥前系	1850～1860 年代	
6−15		輪花形皿	轆轤	呉須 透明釉	不明	染付 墨弾き	肥前系	18 世紀前葉	
6−16		腰張形皿	轆轤	呉須 透明釉	蛸唐草文 唐花文	染付	肥前系	19 世紀前葉	焼継ぎ 蛇の目凹型高台
6−17		望料碗蓋	轆轤	呉須 透明釉	みじん唐草文 四方叩き文	染付	肥前系	18 世紀後半代	
6−18		筒形香炉	轆轤	呉須 透明釉	不明	染付	肥前系	不明	見込みにアルミナ砂塗布
6−19		丸形皿	轆轤	呉須 透明釉	唐花文 五弁花	染付 コンニャク印判	肥前系 波佐見	18 世紀後半代	銘：渦福
6−20		広東碗蓋	轆轤	呉須 透明釉	梅花文	染付	肥前系	1800～1810 年代	
6−21		丸形碗	轆轤	青磁釉	—	青磁	肥前系 波佐見	18 世紀後葉～	
6−22		端反形碗蓋	轆轤	呉須 透明釉	山水文	染付	肥前系	1820～1840 年代	
6−23		筒丸形 湯呑み碗	轆轤	呉須 透明釉	笹文	染付	肥前系	19 世紀中葉～	
6−24		筒丸形 湯呑み碗	轆轤	呉須 透明釉	花文	染付 口錆	肥前系	19 世紀中葉～	
6−25		仏花瓶	轆轤 貼付	青磁釉	—	押型陽刻文様	肥前系	18 世紀後半～	
6−26		平形皿	轆轤	呉須 透明釉	花文	染付	肥前系	19 世紀前葉	
7−1		広東碗	轆轤	呉須 透明釉	幾何学文	染付	肥前系	1800～1810 年代	銘：不明字
7−2		端反形碗	轆轤	科学コバルト 透明釉	草花文	コバルト 染付	有田	明治 10 年代	
7−3		筒丸形 湯呑み碗	轆轤	呉須 透明釉	雷文	染付	瀬戸・美濃	19 世紀中葉～	
7−4		筒形小杯	轆轤	呉須 透明釉	丸文	染付	関西系	19 世紀～	
7−5		四隅切方皿	押型成形	呉須 透明釉	菊花文	押型陽刻文様	瀬戸・美濃	19 世紀中葉	
7−6		鉢	轆轤	呉須 透明釉	山水丸文	染付	在地系 （意東か久村）	1830～1840 年代	
7−7		瓶	轆轤	呉須 透明釉	不明	染付	不明	19 世紀代	
7−8		丸形碗	轆轤	化学コバルト 透明釉	笹文	コバルト 染付	不明	明治 10 年代	

第３表　出土遺物観察表（3）

挿図番号	出土地点	製品名	遺存状況	材質	最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重　量	備　考
8−1	排土中	管状土錘	完形	—	6.8	4.3	4.3	108	
8−2	排土中	管状土錘	完形	—	5.9	3.4	3.4	67	
8−3	排土中	管状土錘	完形	—	5.3	3.15	3.15	62	

第４表　出土遺物観察表（4）

挿図番号	出土地点	器種	法量（cm）			形態・手法の特徴	色調	胎土	焼成	備　考
			口径	底径	器高					
8−4	排土中	瓦質土器 焙烙	24.8	—	—	口縁部内外面ナデ 底部/　外/型作り 内/ナデ	外/黒褐色 底部淡褐色 内/黒褐色 断/灰褐色	密 1㎜以下の白色砂粒･石英を含む	普通	外耳がつく 外面スス付着
8−5	排土中	瓦質土器 焙烙	—	—	—	口縁部内外面ナデ 底部/　外/型作り 内/ナデ	橙褐色	密	良好	外耳がつく 外面スス付着
8−6	排土中	土師器 小皿	8.4	3.6	1.9	外/回転ナデ 内/回転ナデ 底/回転糸切り	橙褐色	密 1㎜以下の砂粒･石英を含む	良好	
8−7	排土中	瓦質土器 七輪	14.0	—	—	口縁部内外面ナデ 頸部下/　外/ナデ 内/ケズリ	外/黒灰色 内/淡褐色 断/淡褐色	やや粗い 石英を含む	やや不良	焚口あり
8−8	第６トレンチ	土師器 五徳	—	23.0	—	外/ナデ 内/ナデ	黄褐色	やや粗い 石英を含む	良好	筑前製造の陰刻あり 内外面にスス付着

第5章　総　括

今回の発掘調査の結果，当該事業地内には赤塚台場跡本体は存在しなかったと考えられる。しかしながら，台場が築かれ，実際に使用されたと考えられる幕末から明治前半期の遺物が多く出土したことや文献史料から，近辺に台場及び関連施設が存在した可能性は極めて高い。ここでは，台場の構造や築かれた時期，位置などについて現状の史料を用いて考察しておきたい。

現在，松江藩内に築造された台場は28ヵ所が推定されている（第9図）。このうち史料により名称が異なるものの同一と考えられる台場も数ヶ所存在するものと思われる。赤塚台場跡もその一つと考

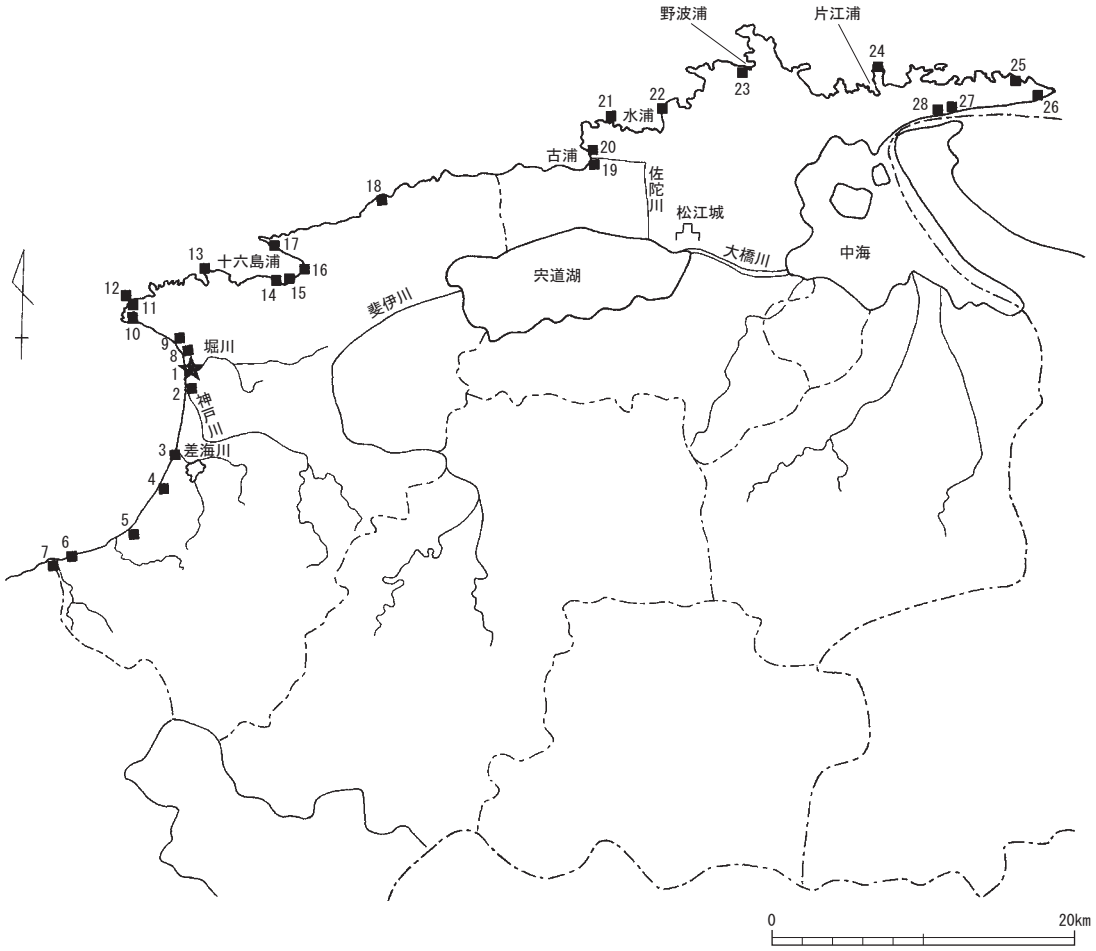

1．赤塚台場跡　2．湊原台場跡　3．カケノ山台場跡　4．大池台場跡　5．小浜台場跡　6.大畑山の下台場跡
7．口田儀台場跡　8．仮ノ宮台場跡　9．稲佐台場跡　10．日御碕小黒田台場跡　11．日御碕経島台場跡
12．日御碕台場跡　13．鷺浦鶴島台場跡　14．河下釜屋谷台場跡　15．河下台場跡　16．久台場跡　17．網谷浜台場跡
18．三津浦ノシド谷台場跡　19．古浦塩床台場跡　20．江角浦龍ノ口台場跡　21．片句浦宮崎鼻台場跡
22．水浦幕島台場跡　23．野波浦竹ヶ崎台場跡　24．片江浦大崎鼻台場跡　25．軽尾台場跡　26．美保関加鼻台場跡
27．福浦台場跡　28．森山日向浦台場跡

第9図　松江藩台場跡の位置図（1：500,000）（2010年　勝部昭氏作図を一部改編）

えられ，幕末から明治期の古文書からみると，『松平定安公傳』や永見家文書『軍事留』には「神光寺川尻台場」として記述されている。赤塚台場跡という名称は大社地域の歴史書の記述から推測すれば，おそらく昭和になってからの呼称と考えられる。

台場の構造については，永見家文書『軍事留』の絵図からしか伺い知ることができないが，浜側から順に堀，土居，防檀，溜がつくられ，平面形プランは台形状の稜堡多角形の台場である。銃門は 7 門あり，大砲の覆いの絵図もあり，三角屋根である。絵図には示されてはいないが，砂丘上に築かれたことは間違いなく，古浦塩床台場（松江市鹿島町）のように粘土を版築状にして叩き締める，あるいは河下台場（出雲市河下町）のように石垣で強固するかのいずれかであったことが想定される。しかしながら，今回の調査ではその痕跡も確認はできなかった。

次に，築造と廃止の時期について記述しておく。『松江市誌』，『松平定安公傳』によれば寛政 11 年（1799）築造とあるが，今回の発掘調査，文献調査からその築造を示す知見を得られなったため，不明とせざるをえない。しかしながら，馬場俊介氏による，寛政 11 年に「唐船番隊」が置かれ，それに伴い「台場」が設置されたと古文書に記載があるとすれば間接証拠としては十分であるという指摘もあり，赤塚台場は文久年間以前から存在した可能性は高いと考えられ，寛政 11 年築造であっても不自然さはないのではないかと思われる。

実際に使用された期間であるが，永見家文書の記録から，赤塚台場が台場本来の機能を果たすことを期待されたのは，文久年間以降であるといってよいであろう。しかし，実際には使用されることなく，明治 4 年（1871）年廃止の通達が出され，それからほどなく破却されたのであろう。

今回文献調査により，それまで以上の海防の強化が必要とされた文久年間以降，赤塚台場跡において非常に大きな動きがあったこと，明治 4 年に台場廃止の通達が出されたことが判明したのは収穫であるが，築造時期についてはなお不明なままである。文久年間以前から赤塚台場は存在したが，その台場としての機能は不十分なもので，より一層の海防強化が求められた文久年間以降に大きく整備しなおされ，それは黒目浮名房が台場を築いたと認識するほどのものだったという推測を示したが，今回の調査では明らかにすることはできなかった。

次に，赤塚台場跡の位置についてである。江戸後期に描かれた『手銭家文書』の絵図によると，既に白枝山の北方には民家が密集して描かれている。従って，白枝山に築かれたことはほぼ疑いがないものと思われる。勝部昭氏は現状の地形から北側の一部が道路によって削られていると考えられたが，今回の調査により，事業地内に存在する可能性はほとんどないものと思われる。地域の方の話によればもう少し南側を台場と呼んでいたとの話もあり，現状の地形からは推察できないが，事業地の南側あるいは現在の主要地方道大社日御碕線下に存在した可能性が強いのではないだろうか。

今後，赤塚台場についてより的確にとらえるためには，遺構の検出及び文献史料のさらなる調査の成果を期待したい。

参考・引用文献

「赤塚歴史探訪」編集委員会　2010年『赤塚歴史探訪』
『上野富太郎・野津静一郎編　1941年『松江市誌』松江市
『松平定安公傳』　1934年　松平直亮
出雲市教育委員会　2010年『網屋浜台場跡　河下台場跡』十六島湾台場跡群発掘調査報告書　出雲市の文化財報告11
永見家文書　1863年『文久元年軍事留』永見高明氏所蔵
多根令己　1990年「幕末の杵築海防史　青銅の大砲と台場」『大社の史話　80号』大社史話会　1～3頁

写　真　図　版

調査前の状況

赤塚台場跡推定地付近より日御碕を望む

図版 2

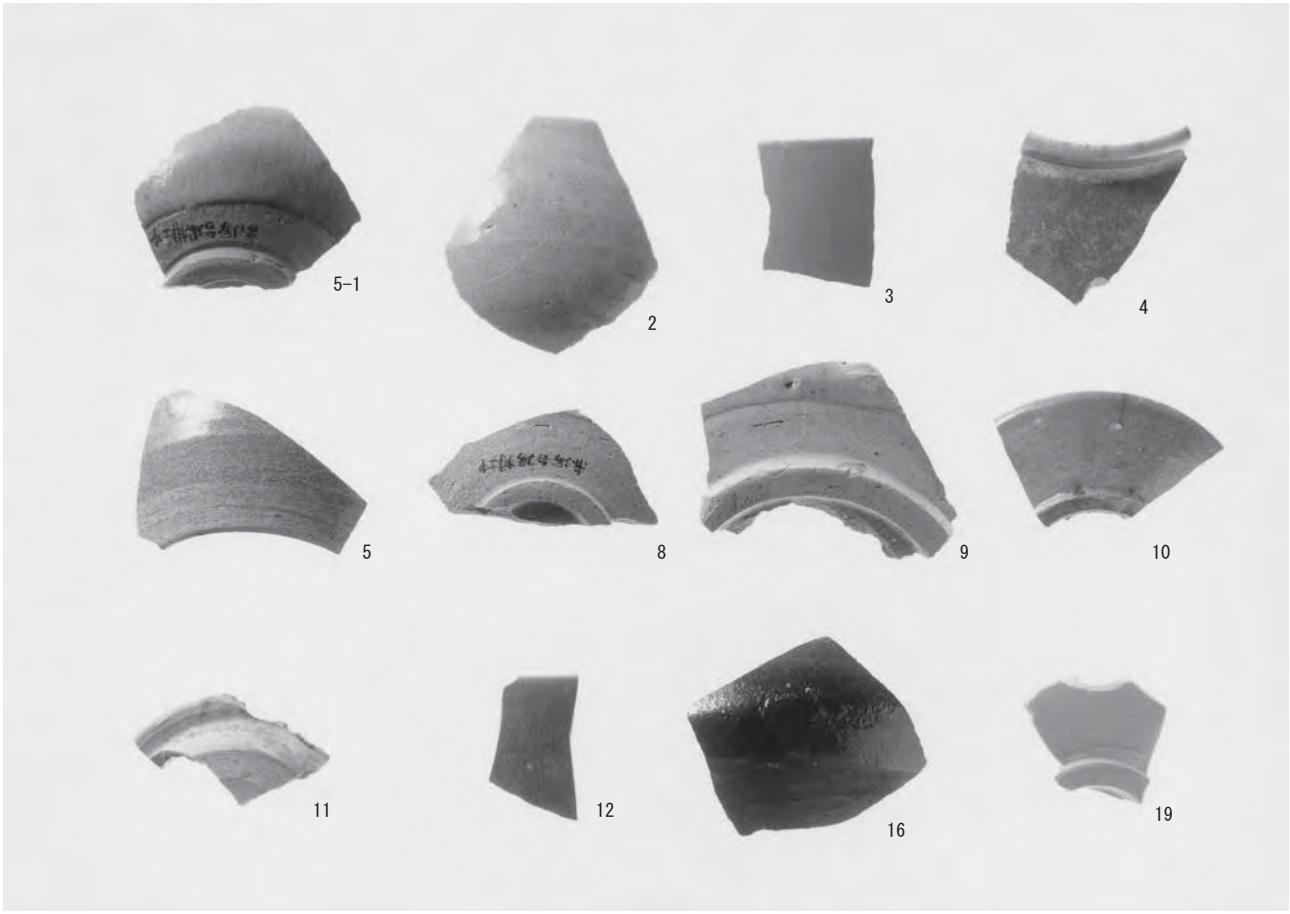

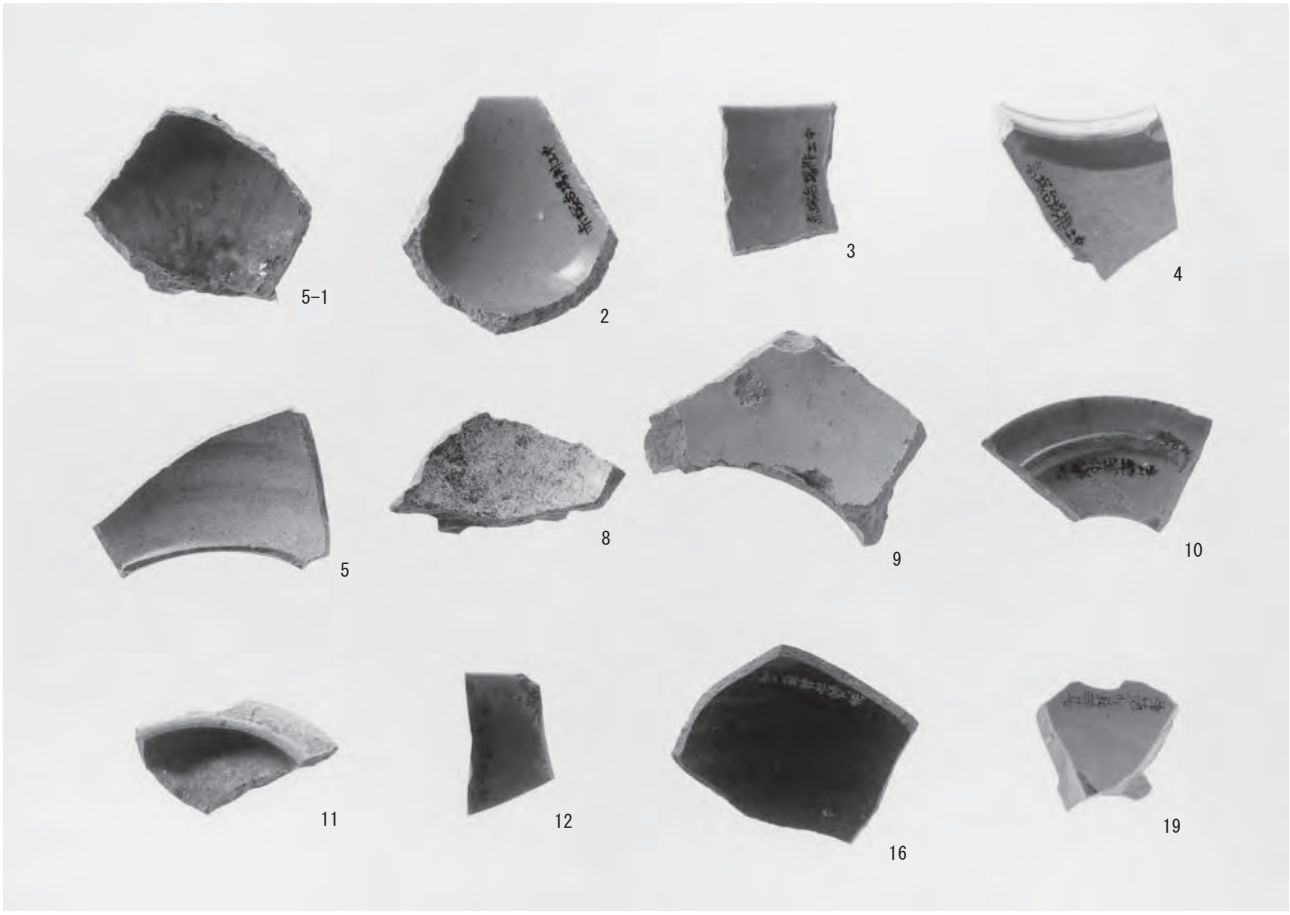

出土遺物（1）（番号は挿図番号と対応）

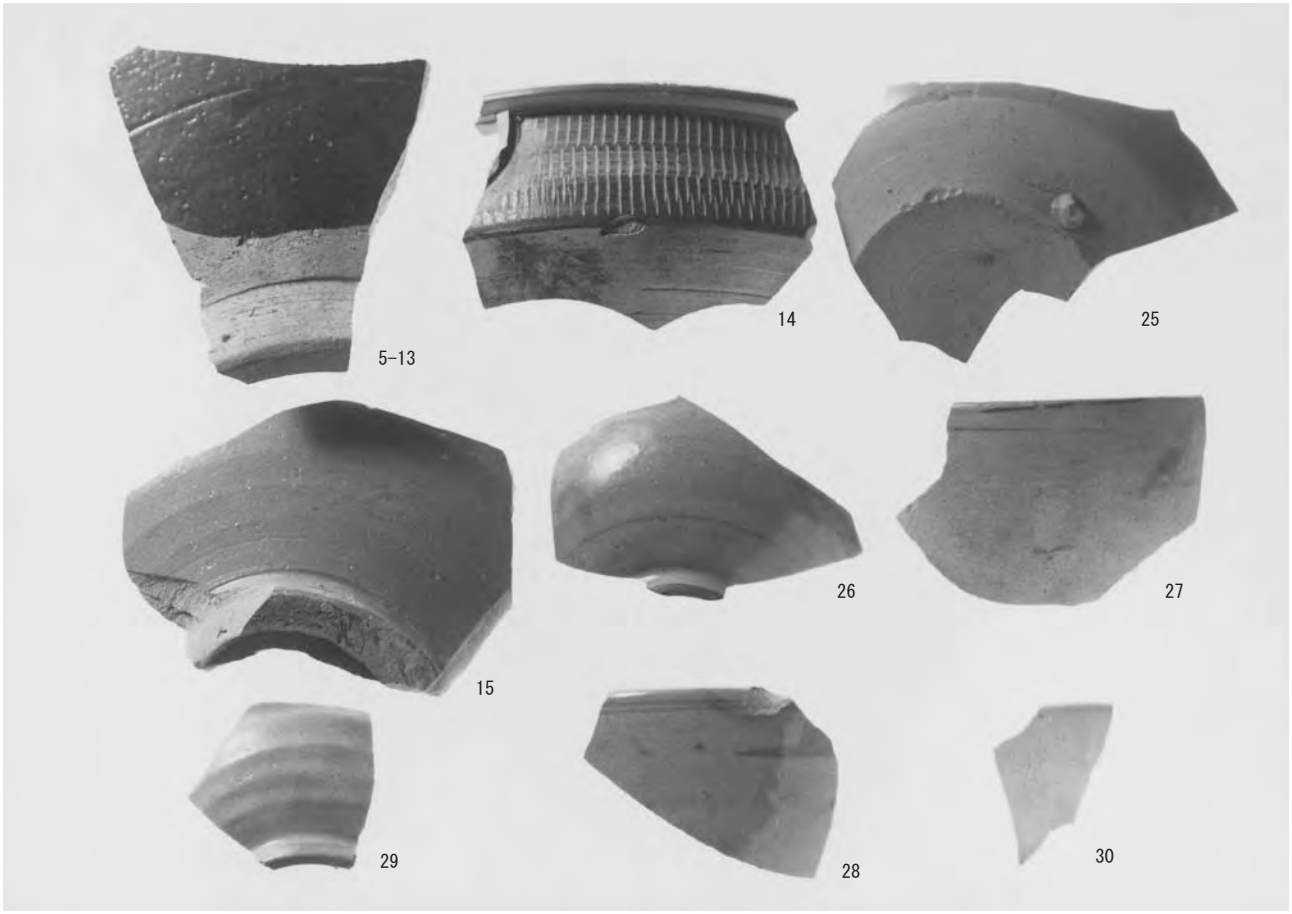

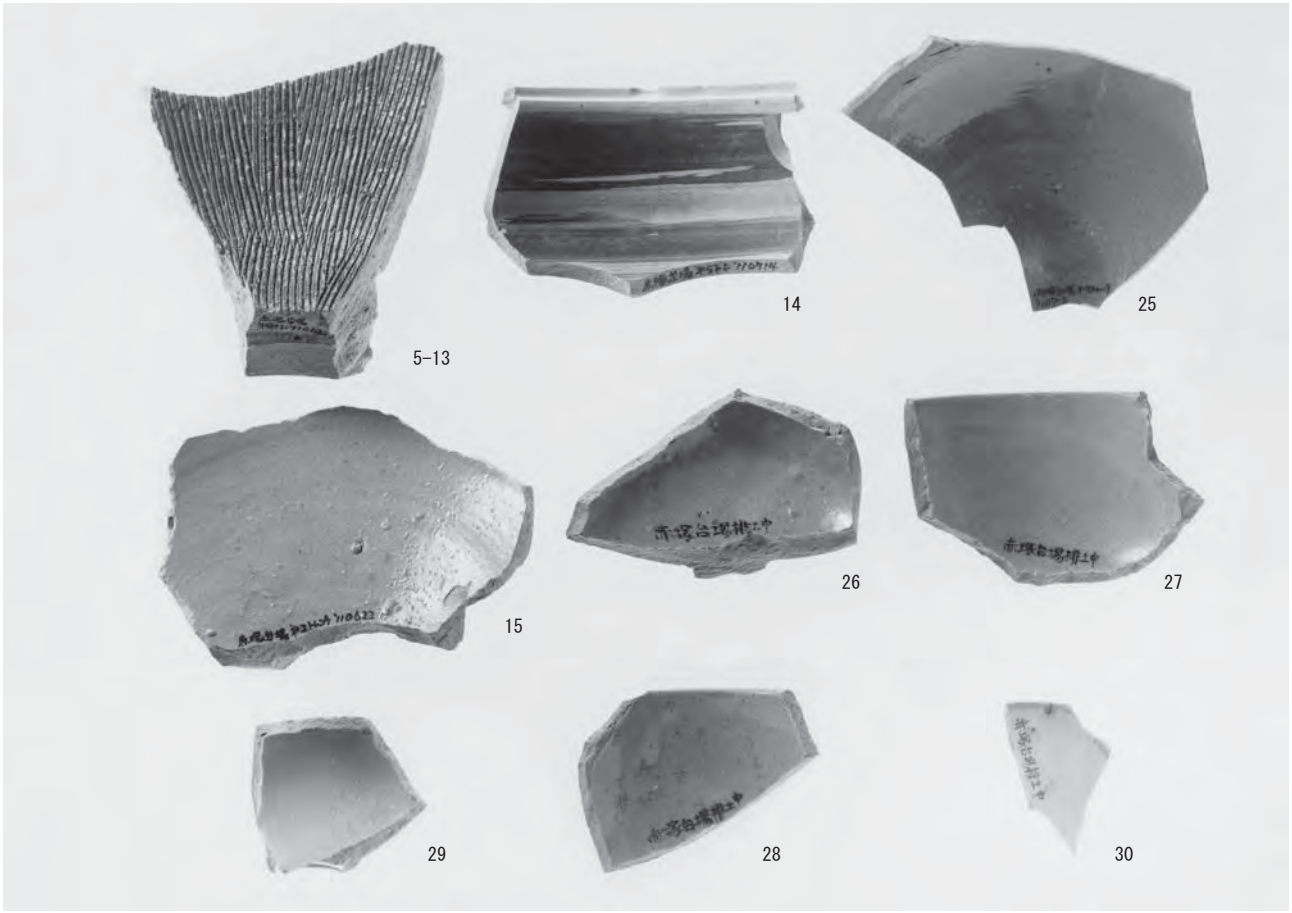

出土遺物（2）（番号は挿図番号と対応）

図版 4

5-21

5-22

5-23

5-24

5-7

5-17

5-6

5-18

出土遺物（3）（番号は挿図番号と対応）

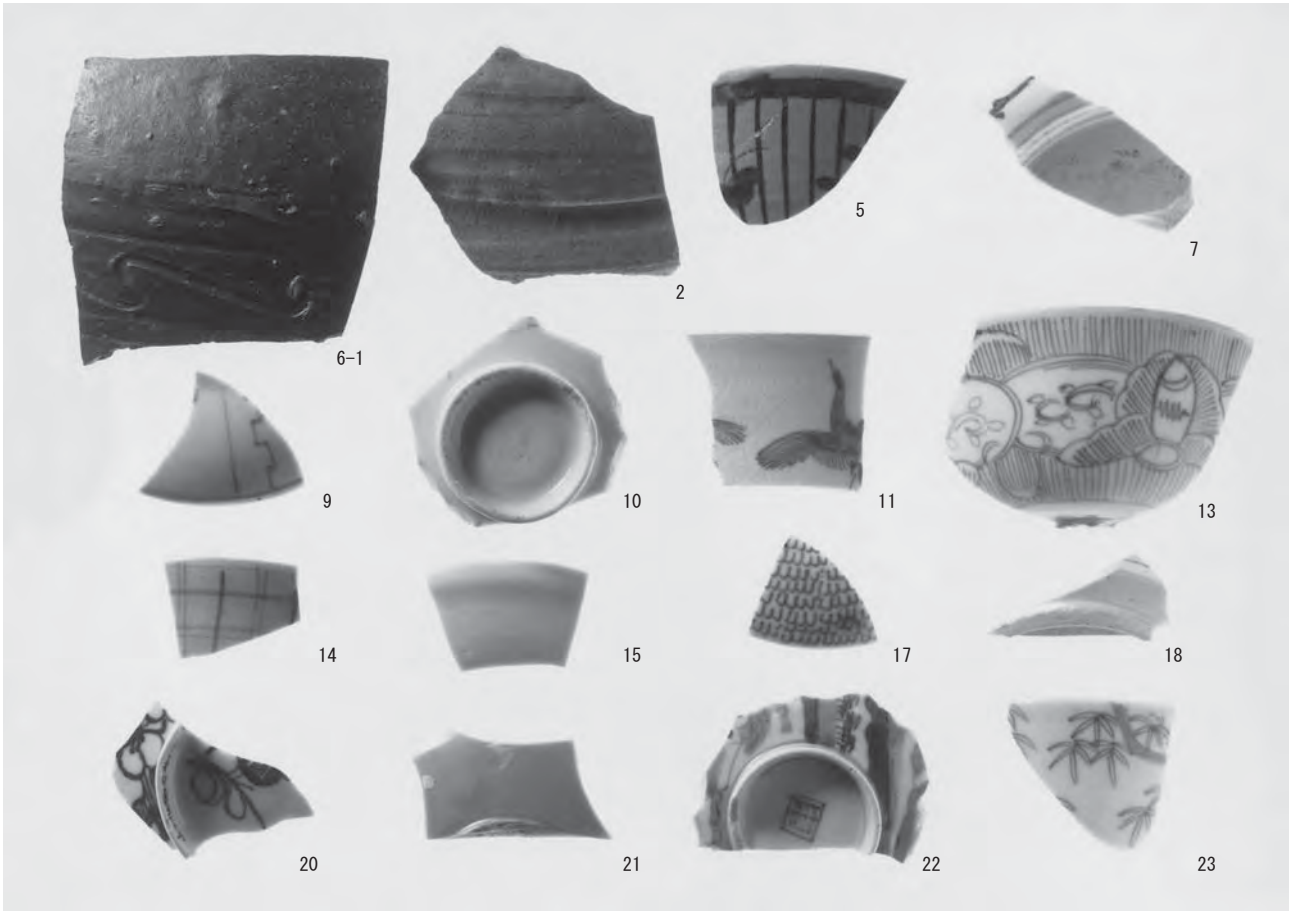

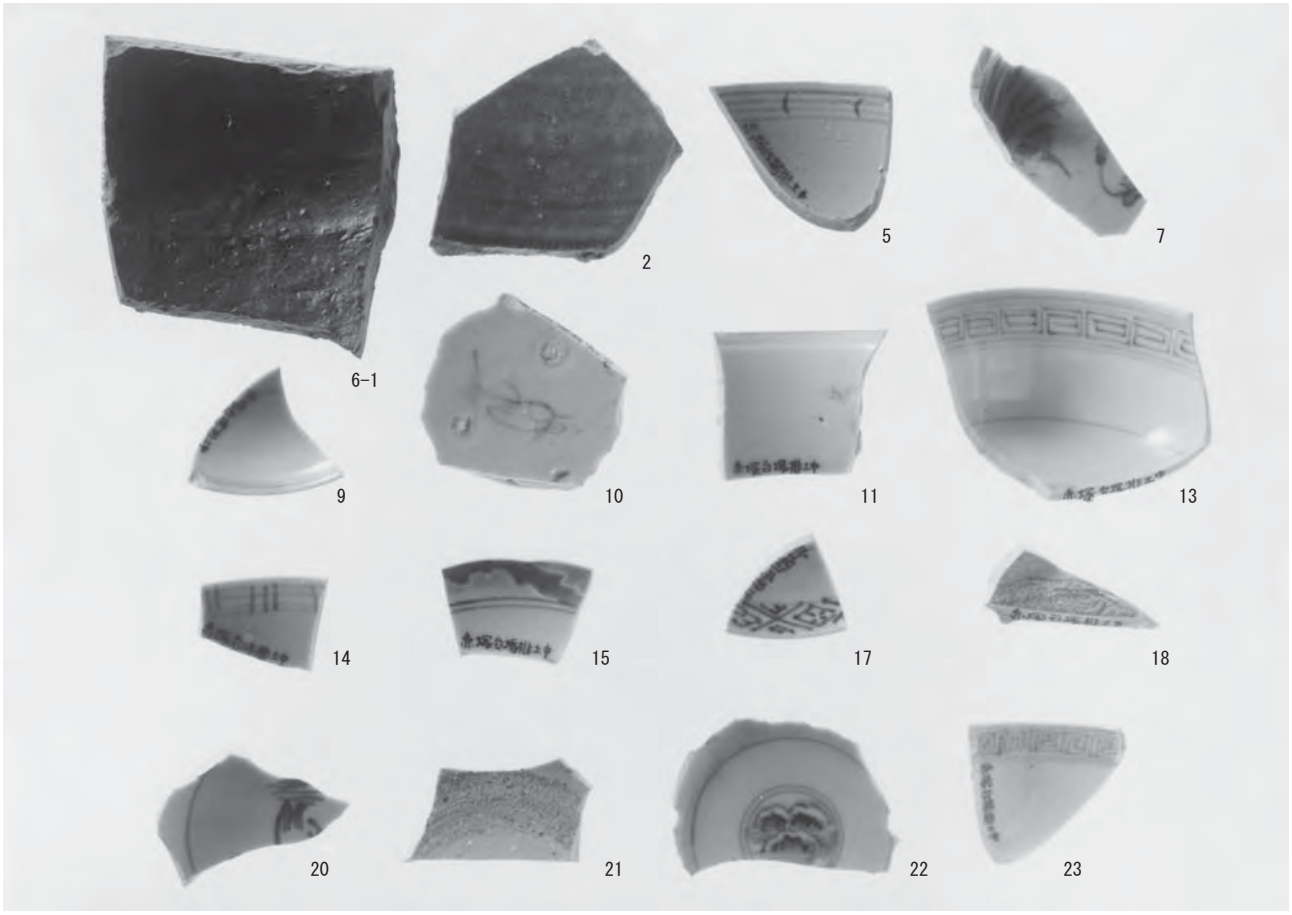

出土遺物（4）（番号は挿図番号と対応）

図版 6

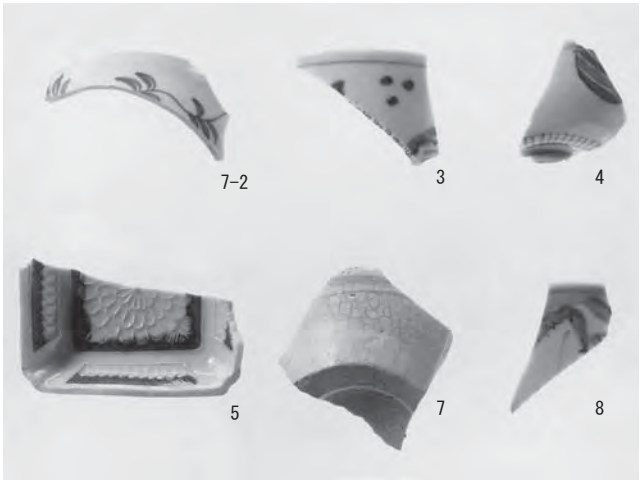

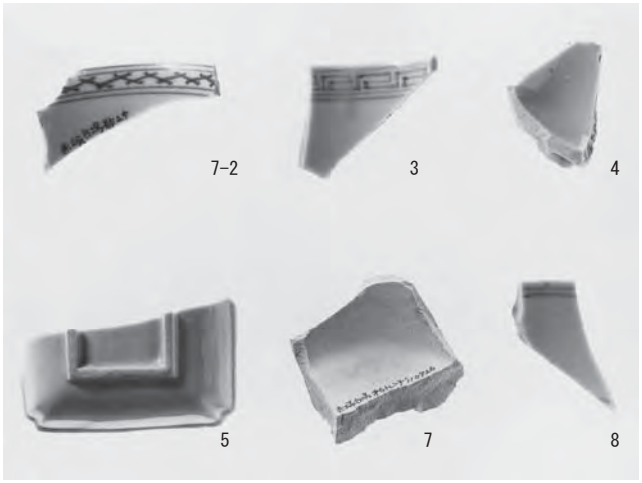

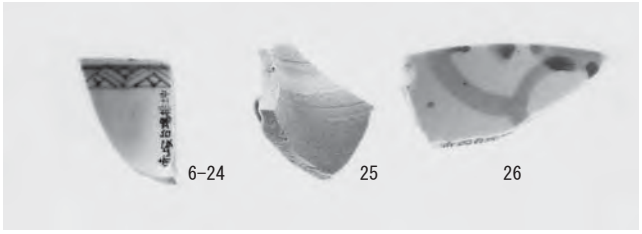

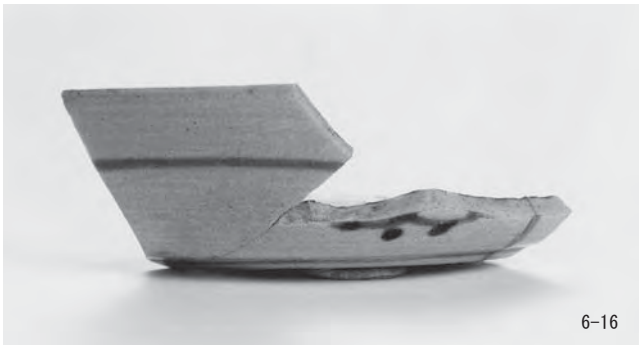

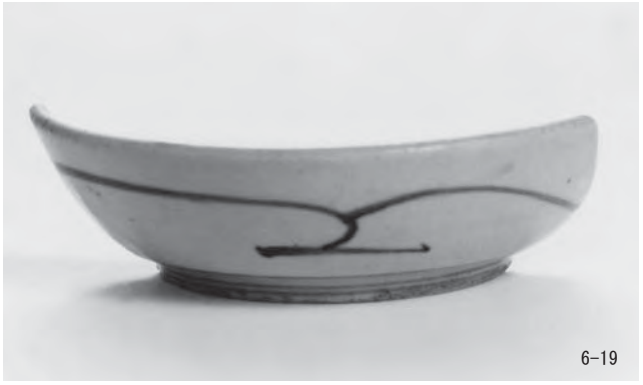

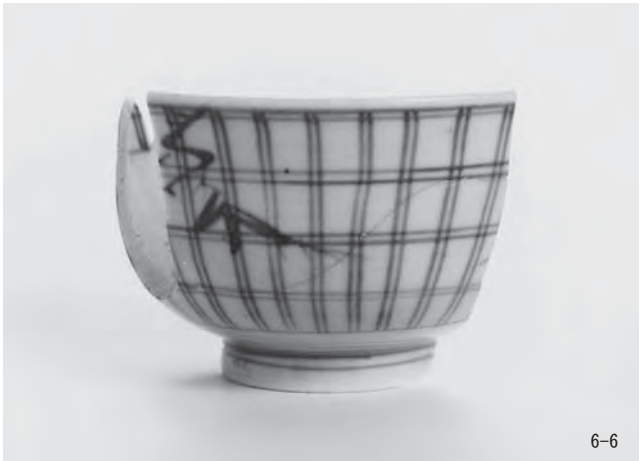

出土遺物（5）（番号は挿図番号と対応）

6-4

6-8

6-12

7-1

出土遺物（6）（番号は挿図番号と対応）

文献史料調査編

第四章　文献史料の記録

第一節　永見家文書にみえる赤塚台場について

異国船の出没が相次ぎはじめた一八世紀末頃から諸外国との緊張が高まった幕末にかけて、幕府や諸藩は海防のため台場を築造した。松江藩も例外ではなく、沿岸部に多数の台場を築造したことはよく知られており、出雲市大社町杵築地区沿岸部にもいくつかの台場跡が存在する。杵築地区沿岸部の台場については、幕末に杵築地域の村役人をつとめたと思われる永見家[1]に伝来する文久元年（一八六一）「軍事留」に詳しく、これによると、現在の杵築地区には「古志川尻台場」、「稲佐台場」、「仮宮台場」、「神光寺川尻台場」が存在したことが分かる。

これらの台場は現在、「古志川尻台場」が湊原台場跡（北・南）に、「稲佐台場」が稲佐台場跡に、「仮宮台場」が仮ノ宮台場跡に、そして「神光寺川尻台場」が赤塚台場跡に比定されている[2]。今回発掘調査が行われた赤塚台場跡についてみると、赤塚地区の南側を流れる堀川を別名神光寺川とも呼ぶことから、「神光寺川尻台場」を赤塚台場跡とみてほぼ間違いないと思われる。このように、杵築沿岸部には多数の台場が存在したことがうかがえるものの、その詳細についてはあまり明らかになってはいない。

ここで、松江藩の台場築造に関する動きを、先行研究を参考にごく簡単にまとめてみると次のようになる。

寛政五年（一七九三）、松江松平藩主七代治郷は、異国船に対する警備として唐船番（とうせんばん）を創設した。同一一年（一七九九）に至りようやく組織が整備され、さらにこの年には藩内の海岸六ヶ所に遠見番所を、要所一八ヶ所に台場を設けた[3]。安政元年（嘉永七、一八五四）二月、松江藩主一〇代定安は、初入部として松江に帰着すると、領内の九台場を巡見した[4]。文久三年（一八六三）、幕府が攘夷の実行期限を朝廷に回答し海防体制の整備が急がれる中、松江藩ではさらなる海岸防備のため神門郡杵築、楯縫郡川下（河下台場・久台場）に炮台（台場）を築き、戦士、炮術士、先手足軽を出張させ、島根郡福浦に台場地所（福浦台場）を選定した[5]。

杵築地区沿岸部の動向について改めて確認すると、寛政一一年に「神光寺川尻台場」が築かれ、文久三年には、海防のさらなる強化のため新たな台場が築かれるとともに炮術士などが出張した、ということになる[6]。

以上が現在の通説で、それは主に『松平定安公傳』（一九三四年）、『松江市誌』（一九四一年）によったものであるといえる。しかし一方でこの通説に対して、両書ともに一八ヶ所の台場の築造を寛政一一年とする根拠となる史料が明示されておらず、築造年に確証が得られないという問題点も指摘されている[7]。さらに、杵築周辺について考えてみると、文久三年に台場が築かれたとする典拠もまた不明であり、加えて前述の通り、幕末の杵築にはいくつかの台場が存在したため、この時にどの台場が築かれたのか、あるいは寛政一一年に築造されたという「神光寺川尻台場」以外の台場が一斉に築かれたのかという点も明らかではない。つまり、杵築地区沿岸部の台場は、築造年についてはっきりとした確証が得られておらず、幕末の動向についても不明確であるといえる。また、寛政期に築造されたといわれる台場の防備体制が、海防の一層の強化が求められた文久年間以降どのように変化していったのかという点も考えてみる必

要があると思われる。

そこで本節では、今後の参考となることを期待して、永見家文書中の文久元年（一八六〇）「軍事留」、明治四年（一八七一）「御用留」の中から、「神光寺川尻台場」、「神光寺川尻」という文言がみえる記事を抽出し作成した表とともに、その中の記事数点の翻刻と若干の史料解説を掲載することとした。

永見家文書について改めて述べておくと、近世末期に大社地域の村役人をつとめたと思われる永見家に伝来する史料群で、幕末以降の「御用留」、文久元年「軍事留」など数点の帳面類がみえる。「御用留」とは、郡、村役人などが、領主から下達された触書（ふれがき）や廻状（かいじょう）、村方から上申した願書などを政務執行のために控え記録したものであり、「軍事留」は、軍事、海防関係の触書、上申文書などの記録である。永見家文書の「軍事留」は、年代としては文久元年から明治三年（一八七〇）までの記録が収められているが、そのほとんどは文久三年（一八六三）から明治三年のものである。寛政期の「神光寺川尻台場」については今後のさらなる史料調査が必要であるが、同台場の文久年間以降の様子は、永見家文書の分析によっていくらかは明らかになると思われる。

（1）永見高明氏のご教示による。

（2）勝部　昭「松江藩の台場跡」（出雲市教育委員会『十六島湾台場跡群発掘調査報告書　網屋浜台場跡　河下台場跡』出雲市の文化財報告一一、二〇一〇年、第五章第二節）、庄司幸恵「十六島湾台場群をめぐる歴史的背景」（同報告書、第二章第三節）、永見高明「大社湾周辺における台場」（『大社の史話』第一四八号、二〇〇六年）を参照。なお、古志川尻台場については、古志川（神門川）の河口が広いため、右岸（北）と左岸（南）に台場が築かれている。

（3）上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』松江市庁、一九四一年、三八二～三八五ページ、松平直亮『松平定安公傳』一九三四年、九一～九五ページ。台場一八ヶ所、遠見番所六ヶ所の一覧については本報告書六ページを参照。

（4）前掲注（3）『松平定安公傳』八～一一ページ、島根縣学務部島根縣史編纂掛『島根縣史』巻九、一九三〇年、五五九ページ。巡見した九台場は、神門郡日御碕経ヶ﨑炮台、同郡差海村カケ山炮台、同郡多岐村小浜の上炮台、同郡口田儀村山ノ下炮台、楯縫郡釜屋炮台、同郡十六島炮台、島根郡三保関加鼻炮台、秋鹿郡古浦炮台、同郡江角炮台である。

（5）前掲注（3）『松江市誌』五四六～五四七ページ。河下台場・久台場については、小林准士「文久三年の情勢と河下・小津台場の築造」（前掲注（2）報告書、第五章第四節）などを参照。

（6）原剛氏は、『幕末海防史の研究―全国的にみた日本の海防態勢―』（名著出版、一九八八年）のなかで、前掲注（3）『松平定安公傳』八～九ページ、前掲注（4）『島根縣史』巻九、五五九ページの記述をもとに、「寛政期の台場は、その後整理され、安政三年三月、藩主定安の巡見時には、表の如く九台場となっていた」と述べている（二五七ページ）。松江藩の台場について考える上で重要な指摘と思われるが、安政元年（嘉永七・一八五四）定安巡見の時点で松江藩の台場が整備され九ヶ所だけだったのかについては、より詳しい史料調査が必要と思われる。

（7）前掲注（5）小林准士「文久三年の情勢と河下・小津台場の築造」、前掲注（2）庄司幸恵「十六島湾台場群をめぐる歴史的背景」。

第５表　『永見家文書』文久元年「軍事留」・明治４年「御用留」中の「神光寺川尻」・「神光寺川尻台場」関連記事一覧

・本表は、文久元年「軍事留」、明治４年「御用留」中から、主に「神光寺川尻」、「神光寺川尻台場」という文言がみえる記事のみを掲載した。
　そのため、神光寺川尻台場に関する記事でも、直接文言が見えない場合は表からもれている可能性がある。
・番　号：史料に掲載されている順に、便宜的に番号を付した。史料掲載順であるため、基本的には年代順となっている。
　　1～62は文久元年「軍事留」、63～65は明治４年「御用留」の記事である。
　　翻刻を掲載した記事については番号欄を網掛けで示した。
・年月日：記事の年月日を記した。記事に年号などがなく，推定したものについては（　　）で記した。年月日が記載されていないものについては空欄とした。
・内　容：記事に表題があるものについては、表題とおよその内容を記し、表題がないものについては内容のみを記した。
・作成者・宛名／備考：作成者・宛名と、その他備考を記した。
　　作成者・宛名がある場合には、「作成者→宛名」として記した。
　　どちらか一方がない場合には、「作成者→　　」のようにない方を空欄とし、作成者・宛名ともにない場合は記さなかった。

「軍事留」

	年月日	西暦	内　　容	作成者・宛名／備考
1	（文久３年）３月７日	1863	来る11日、杵築など計８ヵ所の台場へ諸士出張につき先触。	村田幾右衛門→下郡左六、下郡為右衛門、ほか４名
2	（文久３年）３月10日	1863	武具方御用につき嶋根郡加賀浦から神門郡杵築浦御台場辺へ大炮２挺坤厚丸を以て運送のところ、杵築浦は浅く波が荒いため、宇龍湊にて伝馬船・小船に積み変えて運送するので郷夫など手配すべき旨など達。	原良四郎→杵築町目代 追啓有。
3	（文久３年）３月11日	1863	武具方御用につき大炮２挺加賀浦から杵築浦へ坤厚丸で御運送の件、昨日入湊役人へ懸合の所、風合のため見合わせ、廻し方の都合を相談すべき旨。	原良四郎→与頭善右衛門
4	文久３年３月11日	1863	大炮杵築運送ニ付入用	月番年寄五郎兵衛→原良四郎
5	（文久３年）６月朔日	1863	覚（杵築神光寺川尻まで大炮１挺運送につき）	加賀浦年寄太一右衛門→杵築御役所
6	（文久３年）６月５日	1863	覚 （御武具方より杵築稲佐、神光寺川尻、古志川尻ほか５ヶ所へ玉・合薬など急に運送につき、無用心なきよう預かり場所取計方について議論し、書付を提出すべき旨）	村田幾右衛門→郡役人、大年寄
7	文久３年６月	1863	覚 （神光寺川尻御手当として13貫目銃玉ほか送り状）	御武具方→ ６月10日付預かり書（年寄４人→立田伴蔵）有。 前後の記事は同月の杵築稲佐御手当、古志川尻御手当送り状。
8	文久３年６月	1863	覚 （神光寺川尻御手当として合薬43貫300目〈瓶９ツに入〉送り状）	御武具方→ ６月13日付預かり書（年寄４人→御武具方御役人中）有。 前後の記事は同月の杵築稲佐、杵築古志川尻御手当送り状。
9	（文久３年）６月15日	1863	神光寺川尻御備（玉薬囲所）・古志川尻御備・湊原御備普請材見積り書上。	大工良三郎、徳右衛門、覚助→御役人
10	（文久３年）７月10日	1863	神光寺川尻合薬蔵皆出来につき年寄見分、道具蔵入。	
11	（文久３年）７月６日	1863	郡奉行所を経ずに軍用方から差図があった場合、郡役人には事後報告または無届のこともあったと聞くが、今後は御台場築造などのほか何事についても、郡方へも報告し指示を仰ぐべきよう村浦役人に申し付けるようにとの順達。	浜田多蔵、伊藤丈七ほか２名→郡役人、大年寄
12	（文久３年）８月13日	1863	明くる14日軍用方奉行ほか、浦巡見につき先触。	与頭久左衛門ほか５名→古志町ほか11村浦役人中 文中に「神光寺川尻　御台場」と有。
13	文久３年８月29日	1863	明くる晦日、神光寺川尻御台場御普請手配として罷出につき先触。	吉野義助、堀団三郎→杵築赤塚分村浦役人

	年月日	西暦	内　　容	作成者・宛名／備考
14	（文久３年８月29日～９月８日の間ヵ）	1863 ヵ	神光寺川尻獅子垣入用積書・古志川尻獅子垣入用積書	
15	文久３年９月８日	1863	神光寺川尻御手当として18封度束霰弾預かり証。	年寄五郎兵衛→御役人中
16		1863	神光寺川尻御台場図。	巻頭カラー２（上）。
17	（文久３年）９月24日	1863	神光寺川尻・古志川尻御台場脇合薬蔵獅子垣入用道具を、明後26日に舟津村門蔵より荒木川方に運送するよう指示したので、受取場所へ取り越すべき旨の達。	与頭善右衛門、下郡為右衛門→月番年寄五郎兵衛
18	文久３年10月４日	1863	湊原御蔵納、神光寺川尻御蔵納書上（合薬４貫500目入瓶19など）	
19	（文久３年）10月29日	1863	両ヶ所（神光寺川尻・古志川尻ヵ）合薬御蔵棚皆出来したものの、錠が無いため調えたいとの件承知、代金はおって申し出るようにとの達。	与頭善右衛門、下郡為右衛門→年寄本三郎
20	（元治元年）２月６日	1864	両土蔵左官積り書之写	左官吉兵衛、柳兵衛→御役人 両土蔵は神光寺川尻土蔵、古志川尻土蔵。
21	（元治元年）５月20日	1864	御台場御用につき大工共その村へ罷り越すため、大工より御用人夫、舟人夫の依頼があった際に宜しく取り扱うようにとの書状。	勝愛蔵→御台場御用神門郡杵築月番目代
22	（元治元）７月21日	1864	神光寺川尻合薬蔵など普請材経費書上。	大工覚助→
23	（元治元年８月19日ヵ）	1864	８月９日下郡為右衛門藤間家へ御出の節、目代周三郎へ、明くる20日赤塚へ農兵５人、仮宮へ農兵３人詰める件について、旅宿の手配を指示する。	
24	（元治元年子）８月９日	1864	覚 （黒川又左衛門ほか10名、21日古志御本陣出立、杵築ほか見分につき道順など先触）	与頭久左衛門、与頭四郎右衛門、ほか３名→下古志より杵築迄、夫より下古志迄 附紙２枚有。文中に「赤塚辺御台場」と有。
25			異変之節海辺台場口屋要路固メ左之通 （異変の節海辺台場口屋要路固め大炮手伝農兵人数に付差図）	与頭善右衛門ほか３名→村々 文中に「神光寺川尻　同（農兵）弐拾壱人」と有。
26	（元治元年）８月17日	1864	神光寺川尻御台場御稽古のため、農兵御取立方様方毎々御泊りにつき、弁当、宿など手配置くようにとの達。	与頭善右衛門、下郡為右衛門→きつき月番年寄十兵衛
27			稲佐大炮３挺の覆積り書、神光寺川尻大炮５挺の覆積り書、大小家３ヶ所、南５番小家、古志川尻大炮２挺覆積り書、神光寺川尻大炮３挺の覆立木入ニして入用積り書、稲佐大炮３挺の覆積り書、神光寺川尻大炮５丁覆積り書、古志川尻大炮 2 丁覆積り書、神光寺川尻大炮大の分３丁覆立木入ニして積り書。	「神光寺川尻大炮三挺之覆」絵図は巻頭カラー２（下）。 28と関連ヵ。
28	（元治元年）12月12日	1864	神光寺川尻・古志川尻・稲佐 3 ヶ所御台場大炮覆破損のところ、大風にてさらに吹き倒れ、風当たり強き所柄のため手堅く取繕いたき旨の伺い。	年寄為市ほか２名→下郡為右衛門、与頭善右衛門ほか２名 27と関連ヵ。
29	慶応元年２月	1865	神光寺川尻合薬御蔵座下東西へ風透窓２ヶ所新出来入用積書。	大工覚助、鍛冶屋此三郎→
30	慶応元年２月	1865	神光寺川尻合薬御蔵入口土間間中に２間座張新出来入用積書。	大工覚助→
31	慶応元年２月28日	1865	神光寺川尻・古志川尻両御蔵座下へ風透窓新出について、急に取りかかるよう御軍用方御奉行様より仰せ付けられたため、郡筋でもよろしく取計ってほしいという伺い。	月番年寄十兵衛→下郡為右衛門、与頭善右衛門
32	（慶応元年）３月26日	1865	神光寺川尻・古志川尻合薬入蔵風透窓普請の件について、お聞届けはまだないが、手廻しに取りかかるようにとの達。	与頭善右衛門、下郡為右衛門→年寄五郎兵衛

	年月日	西暦	内　　容	作成者・宛名／備考
33	元治２年（慶応元年） ４月 11 日	1865	覚 （神光寺川尻御据付御筒５挺、同所御土蔵１ヶ所、御筒附属の御道具并に合薬預かり証）	月番目代久助→御引受炮術方 前後の記事は同年月日の稲佐御据付御筒など預かり証、古志川尻御据付御筒など預かり証。
34	慶応元年４月５日	1865	神光寺川・古志川尻両御蔵風透窓出来入用見積りについて、費用を削減して至急申し出るようにとの達。	村田幾右衛門→郡役人、大年寄 （同 13 日）大年寄権之助、ほか３名→月番年寄正右衛門に指示。
35	慶応元年正月、６月	1865	覚 （神光寺川尻合薬御蔵座下東西へ風透窓２ヶ所新出来入用、同所御蔵入口土間附座張新出来入用、稲佐・神光寺川尻・古志川尻３ヶ所御台場並びに合薬御蔵見廻り賃、神光寺川尻大炮５棟覆目板作事入用など）	①丑（慶応元年）正月、かり宮村与親新重、与親甚八→ ②丑（慶応元年）６月、月番→
36	（慶応元年） 閏（5）月 4 日	1865	両川尻御台場御蔵風透窓出来について承知したので、早々取りかかるようにとの達。	下郡為右衛門→年寄為市
37	慶応元年５月 17 日	1865	神光寺川尻・古志川尻両御蔵風透窓新出来諸入用の件聞き届けにつき、早々に取り計らうようにとの達。	村田幾右衛門→為右衛門、善右衛門 （閏５月）与頭善右衛門、下郡為右衛門→月番年寄為市に指示。
38			神光寺川尻、仮宮、古志川尻諸役人書上ヵ（川崎五郎左衛門、坂根八右衛門など）。	
39			神光寺川尻穴蔵入用積り書。	
40	慶応元年 10 月３日	1865	神光寺川尻御台場北之穴蔵仮繕入用	丑 10 月、杵築役所→ 10 月３日、月番年寄→下郡、与頭へ提出。
41	慶応元年 11 月 10 日	1865	先だって、古志川尻大炮覆損事作事入用積り書を神光寺川尻穴蔵損事積り書とともに差し出した件について、追々大風の時節となるので、指図次第取りかかりたい旨の伺い。	月番年寄為市→下郡為右衛門、与頭善右衛門
42	（慶応２年）２月 28 日	1866	神光寺川尻御台場穴蔵について、大雪のため殊の外大破となり、昨年 10 月の見積りのままでは修繕できなくったこと、大炮覆、稲佐御台場穴蔵も破損したことの届出及び差図伺い。	月番年寄十兵衛→下郡為右衛門、与頭善右衛門
43	（慶応２年）２月２□日	1866	神光寺川尻御台場穴蔵、大炮覆、稲佐台場穴蔵の破損について承知、急ぎ積り書を差し出してしかるべき旨回答。	与頭善右衛門、下郡為右衛門→年寄十兵衛
44	（慶応２年）６月 21 日	1866	石川紋左衛門様からの懸合により、神光寺川尻・仮宮村両所御台場穴蔵ならびに合薬蔵番小家補理、仮宮村御台場大炮御居付の人夫などを手配した旨の届。	月番年寄正右衛門→下郡為右衛門、与頭善右衛門
45	（慶応２年）６月 21 日	1866	石川紋左衛門様から、神光寺川尻・仮宮村両所御台場へ番小家補理などについて昼夜番人を申し付けるようにと達があった旨の届。	月番年寄正右衛門→下郡為右衛門、与頭善右衛門
46	（慶応２年）７月４日ヵ	1866	神光寺川尻大炮御道具左之通（神光寺川尻大炮道具書上）	→三上七郎兵衛、堀江勇四郎 文中に「七月四日瀬戸や正八前土蔵ニ之有」と有。
47	（慶応２年）６月	1866	頭書之覚 （杵築浦周辺の見廻り、不寝番などについて伺書・下附紙）	神門郡往来物改、郡役人→ 「杵築神光寺橋并流下橋詰与二ヶ所へ見張所拵・・・」と有。
48			神光寺川尻御備玉箱など預り人書上。	
49	（慶応２年）８月６日	1866	大社御守衛増人御出張につき御入用御貸人についての伺いと、神光寺川尻御台場御備の内大炮３門据付になったことなどの届。	月番年寄十兵衛→下郡佐六、下郡為右衛門

	年月日	西暦	内　　容	作成者・宛名／備考
50	(慶応２年)8 月 22・23 日ヵ	1866	8 月 16 日仮宮村御台場直し大炮居付、8 月 22・23 日神光寺川尻御台場 12 斤御筒南へ寄地上ヶ致し据え直しなど。	
51			合薬 22 本を松寄下から神光寺川尻・古志川尻両蔵へ送るので取り越しなさるようにとの達。	
52	（慶応２年）11 月４日	1866	稲佐・神光寺川尻両所御台場大炮板覆を当夏取り外したところ、土台は残らず腐り、覆についても損事が多いため、今後の対応についての伺い。	月番年寄為市→下郡為右衛門、与頭善右衛門
53	(慶応２年)11 月 14・15 日	1866	稲佐・神光寺川尻大炮御道具・玉・合薬を土蔵へ御取入の立会い役人書上。	
54			見張番５ヶ所小家補理諸入用など。	「神光寺川尻大炮御居附相成同所ニ而昼夜番人付置候様・・・」と有。
55			七月九日頃より見張番始 （稲佐、永徳寺坂、神光寺川尻、古志川尻、流下見張番詰人書上）	「神光寺川尻同断（見張番詰）　昼夜　与親壱人ツヽ　地下人壱人ツヽ　山猟師壱人ツヽ」。
56	慶応３年 11 月	1867	稲佐大炮北の覆板取繕入用積書、神光寺川尻大炮１番小家覆ならびに大炮尻車台板新出来入用積書、同所２番小家大炮尻車台板ならびに覆作事入用積書、番小家作事入用ならびに御道具取寄大工小遣人夫賃積書。	杵築→
57			神光寺川尻南１番の大炮板覆損所入用積書、同所２番３番大炮損所入用積書、稲佐御台場北１番大炮板覆損所入用積書、同所２番大炮板覆損所入用積書。	
58	明治３年４月 29 日	1870	覚 （大炮様（ため）し搗ならびに神光寺川尻御据付大炮道具とも松江へ運送代、両御蔵御道具取調諸入用引当代請け取り証）	年寄五人→大庄屋為右衛門、大庄屋谷右衛門
59	明治３年４月	1870	神光寺川尻御台場御手当としてホウイッスルなど預かり証。	杵築月番年寄又右衛門→兵器部御役人中
60	明治３年４月	1870	神光寺川尻御台場御手当として 20 拇柘榴弾など預かり証。	杵築月番年寄又右衛門→兵器部御役人
61	（明治３年４月ヵ）	1870	神光寺川尻台場御手当として火縄など預かり証ヵ。	
62	（明治３年４月ヵ）	1870	神光寺川尻台場御手当として丸挑灯など預かり証ヵ。	後の記事は、古志川尻御台場御手当預かり証、仮宮村御台場御手当預かり証。

「御用留」

63	明治４年８月 19 日	1871	今般御台場廃止につき、台場土地持主など取調べ軍務掛へ申し出るようにとの達。	軍務掛→神門郡大庄屋、中庄屋 (8 月 20 日）中庄屋久左衛門、大庄屋為右衛門より指示→きつき、さぎ
64	明治４年９月 25 日	1871	覚 （楯縫郡・神門郡台場見分につき先触）	運（軍）務掛→嶋根、秋鹿、楯縫、神門、出雲郡々大中庄や (同日）中庄屋久左衛門、大庄屋為右衛門より指示→鷺、日御碕、杵築村々役人中
65	明治４年９月	1871	神光寺川尻御土蔵有物目録書之覚	軍務掛→

史料一（第５表の１）

台場

神門郡鷺浦
棒火矢方　御用宿
久米之助叔父
頭取　星野伝蔵
伊佐衛門悴
大橋勇蔵
庫市弟
簗　六郎
柳多佐太郎
与力重蔵弟
松下義三郎

同日御碕
炮術方
伝五郎悴　登橋屋文右衛門
頭取　今井順兵衛
頭取　橋本保蔵
彦右衛門叔父
山岡唯市
何八叔父
加藤増蔵

同所小黒田
棒火矢方　御用宿
大野喜右衛門
青沼六郎右衛門
四郎右衛門悴
村井初之助
神谷源五郎与力
理助悴
中村順之助

同杵築
炮術方　古川三代太
頭取　永井斧八
孫之丞悴
池田八百次郎
彦兵衛弟
杉　久弥
斧八悴
永井勇之助

同指海
炮術方
義之助叔父　古川三代太
頭取　中村一郎
村田斧右衛門
三浦石之助

三保田（太）悴
横山（丶）松太郎
同指海（大池）
炮術（丶丶）方
丹三郎悴
須山泰三郎
小倉十左衛門
栄馬悴
石丸源之助
弥八郎四男
中村徳之助
冨士屋鉄蔵
同多岐
棒火矢方
又兵衛弟　御用宿
頭取　勝　紋八
渡部喜三右衛門
喜兵衛悴
吉村此衛
有沢能登
与力勝右衛門叔父
森泰蔵
同口田儀

炮術方
順助悴　冨士屋鉄蔵
頭取　福井官三郎
覚右衛門悴
中山観蔵
小市悴
奥田元蔵
左重太悴
小林祖一郎

右之面々出張被仰付、来ル
十一日ニ罷出候条、杵築辺江宿
手配置外人数同様焼
出し手配候様可取斗候、
且又何某江宿申付候段早々
可申出候、以上
三月七日　村田幾右衛門

下郡左六殿
下郡為右衛門殿
与頭賀四郎殿
与頭善右衛門殿
大年寄源左衛門殿
大年寄覚三郎殿

史料二（第５表の10）

七月十日、神光寺川尻合薬蔵皆

出来候ニ付、年寄十兵衛、同本三郎見分ニ
罷出、左之通御道具蔵入いたし置候也

一、合薬　九瓶
　　神光寺川尻御備入
一、同　壱瓶
　　古志川尻御備
一、同　壱瓶
　　稲佐御備
〆十一
一、玉込　取合五本
一、玉除　弐本
一、薬入　弐本
一、添かり子　四本
一、鉄中ニ丸付鉄（かね）　四枚
一、九寸廻り両金輪付　一
一、ほく道具
　　巻棒　弐本
　　板　三枚
　　鉄留金　弐ツ
　　車　壱
一、台　大小　弐
一、立木杭　四本　弐尺位
一、杉棒　大小　五本
一、立木棒　黒　六本
一、同白　弐本
一、同黒　五本
一、箱　大小　弐ツ
一、杉棒　七本
一、子手棒　七本
一、黒弐尺位　弐本
　　但、穴四ツ明之分
一、黒塗　経台　三本
一、同　壱寸五分角　壱本
　　長サ三尺位
一、瓦　かんほり　五枚
　　袖　四枚
　　引地　百六十枚
　　のし　十四
右之通相改置もの也

史料三（第５表の11）

急御用早々順達
七月十六日

一筆致啓上候、海辺御手当向之儀者、
御軍用方主分之事ニ候得共、あの方ニ而
種々御儀論（ママ）も有之趣ニ候処、間々ハ郡奉行
所手を不経直人ニ御軍用方ゟ差図

相成候事柄を、其侭村方ニ而畏り致取引、
跡ニ而届出、或者不届出事柄も有之
哉ニ相聞、不埒之事ニ候、仍而取糺し候而
可被仰付候儀ニ候得共、是迄之儀ハ御憐愍
を以御見切被成遣旨ニ候間、以後急度
相心得申サハ、御台場築造等を始メ、
聊之小屋懸ヶたり共、土地合ニ懸候儀者
勿論、其外不限何等ニ、御軍用方ゟ
差図有之候ハヽ、其段手筋へ伺之上
取斗可仕旨相答置、早々伺出候様
村浦役人共へ急度御申談置可被成候、
此段御示談可申進旨ニ付、如此ニ御座候、以上

浜田多蔵
伊藤丈七
宮村孫市
成瀬長平

七月六日

郡役人
大年寄　宛

史料四（第５表の13）

態申入候、其浦神光寺川尻御台場
御普請手配とメ、明晦日罷出候条、宿々
且道具手配置可有之候

一、拙者共旅宿
一、杖突旅宿
一、竿者旅宿
一、食宿三軒

端
外御小人飯宿八拾人分辻
丶

一、丁場小廻り日々壱人充
一、縁取三枚　一、莚三枚
一、火鉢三ツ　一、御幟竹壱本
但、三寸竹
一、かし台弐脚　一、三寸竹百弐拾本
一、明俵五拾俵　一、草わら拾五貫
一、小羽手木廿本　一、通板弐拾枚
一、三拾尋縄弐束　一、小柄竹三拾本
但、四尺五尺位
一、松明百挺　大灯燈懸竹壱本

〆

右之通手配置可被遣候、以上

亥
八月廿九日　吉野義助
堀団三郎

杵築赤塚分
村浦役人

史料五（第５表の17）

神光寺川尻御台場脇
合薬蔵獅子垣入用

一、長八尺物、尺弐寸廻り　拾三本
一、長壱間半物、尺五寸廻り　弐本
一、長七尺物　百本
一、長八尺物、尺五寸廻り　弐本
〆
古志川尻　右同断
一、長七尺物、尺弐寸廻り　弐本
一、長八尺物、尺五寸廻り　弐本
一、長壱間物、尺二寸廻り　弐本
一、長六尺物、八寸廻り　九拾本
〆
右両所獅子垣入用道具、
舟津村門蔵与申もの〻、荒木
川方着ニメ、明後廿六日運送
いたし候様申談置候間、同日同所へ
御越、夫々受取場所へ取越可有之候、以上
九月廿四日　与頭善右衛門
下郡為右衛門
月番
年寄五郎兵衛殿

史料六（第５表の21）

一筆申入候、入梅之節御座候処、愈御安泰
之由目出度存候、しかれハ、先日頃も御世
話ニ相成忝存候、扨又、此度も又々御台
場御用ニ付而、大工共其村へ罷越申候、
追々大工共〻御用人夫、且舟々夫等之儀
御頼申候得者、宜敷様御取扱被成遣度
御頼申入候、右御頼迄如此ニ御座候、以上
五月廿日　勝愛蔵
御台場御用
神門郡杵築
月番目代

史料七（第５表の26）

急申入候、杵築神光寺川尻御台場
為御誓古（稽）、農兵御取立方様方毎々
御泊被遊候儀、御弁当、尚又模様ニより
御逗留なとも可被遊候儀可有之候、
炮術方様、農兵共惣御人数三十人と
相聞候へハ、御宿弐軒兼而御手配置、
御差閊無之様、万々御心配御取斗
可有之候、以上
八月十七日　与頭善右衛門
下郡為右衛門
きつき月番
年寄十兵衛殿

史料八（第５表の60）

覚

一、弐拾拇柘榴弾　弐拾七
一、弐拾四封度柘榴弾　壱
一、同鉄六貫玉　弐十三
一、同束散玉弾　九
一、同炮録筒鉄玉　四十一　廿四封度入用
一、薬袋　九十九
　内
　五十弐　木綿
　四十七　晒
一、信火管　五拾五本　右同断
一、弐拾四封度弾艦　七拾
一、同弾帯　七拾
一、同十八封度実弾　弐拾壱
一、同柘榴弾　六
一、同束散弾　拾ヲ
一、同信火管　弐本
一、同弾艦　三拾　玉付ニ相成
一、同弾帯　三拾　同
一、同薬袋　四拾三
一、銅鋲　百八拾本
一、燃火縄　百八本　弐拾六、十八斤
　内六十五、弐十四斤
　十七、五百目
一、ロント　九拾三本　弐拾弐本、二十拇
　内六十五本、弐拾四斤
　六本、十八斤
一、玉抜形　四
　壱　五百目
　壱　弐拾四封度
　壱　十八封度
　壱　弐拾拇
一、信火管　三拾弐本　弐拾拇之分
一、信火管入箱　四　壱、二十拇
　内壱、弐十四斤
　壱、十八斤
　壱、五百目
一、鋸弐組
　内
　壱組　弐拾拇入用
　壱組　弐拾四斤入用
一、小鋸　壱組　拾八斤入用
一、糸張枠　壱組
一、糸巻枠　壱組
一、入鉢　弐　棒壱本
一、物尺　三
　内
　壱　十八斤
　弐　製架箱入
一、口火様（ためし）臺　壱
一、道導火木管薬打槌　大小四本

一、木管打込当木　壱
一、同薬打台　壱
一、燃火縄道具　壱組
一、同調合製道具　壱組　薬摺薬寄共
一、銅切挟　壱組
一、玉塗鍋　壱　但、差渡八寸深サ六寸
一、漏桶（斗）　弐
一、薬匕（匙）　弐
一、四方錐　壱本
一、斤量　壱挺
一、道火木管（導）打道具　大小五本
一、口火管　三百七拾九本
　内
　百八十四本（ママ）　弐十四斤入用
　五拾本　弐拾拇入用
　八拾六本　十八斤入用
　五十八本　五百目入用
一、鉢　壱
一、大筒薬袋形　壱　十八斤入用
一、焔子徳利　弐　箱ニ入
一、玉運台　壱　十八封度入用
一、玉運箱　壱　五百目入用
　銑玉弐拾八粒
　但、五百目実玉弾艦入用
一、火薬桶　弐
　内
　壱　十八斤
　壱　弐拾四斤
一、薬袋　五拾壱　五百目
一、玉箱　四十三
　但、大筒玉入小之分
一、薬袋　四拾八　弐拾拇入用
一、玉箱之棒　四拾三本
一、銅薬入　壱
一、合薬百拾貫六百六十目
一、薬袋形　弐
　内
　壱　弐拾四斤
　壱　十八斤
一、合薬入桶　五
一、同入瓶　拾四
一、仮束散弾　四　五百目用
　内
　三拾五　五百目分
　拾四　弐拾四封度
　弐十七　十八封度
右神門郡神光寺川尻御台場為
御手当、慥ニ預り申上候処実正ニ御座候、
　依而如件
明治三午四月　杵築月番
　年寄又右衛門

兵器部
御役人様

史料九（第５表の63）

海岸廻り従前御台場ト唱ひ
候場所今般被廃、都而差戻し
可被成遣候間、其以前台場土地
持主并年貢免シ或ハ地代ヲ以
御借上等之類、巨細ニ取調、
来ル廿二日迄ニ無相違軍務掛へ
可申出候事
　八月十九日　　軍務掛
　　神門郡
　　大庄屋
　　中庄屋

右之通御談ニ相成候儀、其
浦台場ト唱ひ候ヶ所ニ左様之
儀有之候ハヽ、其巨細委敷
書嘲（ママ）、明廿一日迄ニ為右衛門方へ
無間違御差出し可有之候、為其
直人ヲ以如此候、以上
　八月廿日　　中庄屋久左衛門
　　大庄屋為右衛門

きつき、さき

右様之ヶ所ハ無御座候与
付紙いたし候

【解説】

・史料一（第５表の１）

史料一は、文久三年（一八六三）三月七日に、郡奉行村田幾右衛門から下郡左六ほか三名の郡役人、二名の杵築大年寄に宛てて出された先触（さきぶれ）である。内容は、来る一一日に、杵築など計八ヶ所の台場に諸士が出張するので、杵築辺へ宿などを手配するようにというもので、「軍事留」における「杵築」の「台場」という文言の初出である。

八ヶ所の台場の内、大池台場の築造は文久元年（一八六一）で、その他七ヶ所は、細かい地名は記されていないものの、いずれも寛政一一年（一七九九）に築造されたという台場と地名が一致しており、これらを指すのではないかと思われる(1)。杵築についても特定の台場名が記されておらず詳細が不明であるが、神光寺川尻台場が寛政一一年に築造されたのであれば、当時の状況としては、①この時点では文久三年に築造されたという新たな台場はまだ出来ておらず、杵築には神光寺川尻台場しか存在していなかった、②新たな台場はすでに築かれており、杵築には神光寺川尻台場、古志川尻台場、稲佐台場、仮宮村台場が存在していたという二つが考えられる。しかし、これらの台場の築造時期については、残念ながら「軍事留」からうかがうことはできない。

ここで杵築に出張した炮術方頭取永井斧八の経歴についてみると、天保一五年（一八四四）、弘化三年（一八四六）、嘉永元年（一八四八）、同五年（一八五二）、同七年（一八五四）、安政五年（一八五八）、同六年（一八五九）、万延元年（一八六〇）、文久元年（一八六一）、同二年（一八六二）に、いずれも翌年の唐船番海辺台場頭取を仰せ付けられており、今回の出張は文久二年の唐船番海辺台場頭取就任によるものであることが分かる(2)。

永井斧八は、天保一五年から文久元年にかけては、唐船番海辺台場頭取に就任したものの現地に出向くことはなかったようであるが、この経歴をみる限り、少なくとも天保一五年（一八四四）の時点では海辺台場は存在していたようである。この時期の松江藩における台場についての詳細は今後の調査が必要だが、それは寛政一一年に築造されたといわれる一八台場の可能性があると思われるのである。そうであれば、神光寺川尻台場は文久年間以前から存在していた可能性が高いといえ、寛政一一年の築造も十分ありえると考えられる(3)。

しかしながら、神光寺川尻台場が「軍事留」所収の絵図（巻頭図版③）のような構造となったのはいつの時点かなど、なお不明な部分が多く、今後のさらなる史料調査が必要であることはいうまでもない。

・史料二（第５表の10）

史料二は、文久三年七月一〇日に、神光寺川尻合薬蔵の普請が完成したので、年寄十兵衛、本三郎両名が見分を行い、神光寺川尻御備の合薬（火薬）や、その他道具類を蔵入れしたという記録である。

完成した合薬蔵には、六月に神光寺川尻御手当として武具方から送られた合薬四三貫三〇〇目（瓶九ツ入、第５表の８）などが蔵入れされたようである。この後、九月から一〇月にかけて合薬蔵脇には獅子垣（鹿垣）が築かれ、慶応年間（一八六五～一八六七）には蔵の下に風透窓が作られるなど（第５表の17、19、31、37など）、海防強化のため台場周辺施設を充実させていった様子がうかがえる。

・史料三（第5表の11）

史料三は、文久三年（一八六三）七月六日に、浜田多蔵ほか三名から郡役人、杵築大年寄宛てに出された達である。差出人の浜田多蔵ほか三名については「列士録」（島根県立図書館蔵）には名前が見えず、郡方の下級役人だと思われる。

これによると、海辺手当は軍用方の担当とのことで、時折郡奉行所を経ずに村方へ直接指示される場合があり、その際村側は、郡筋へは事後報告か、あるいは届け出ないということもあったようである。史料は、今後はそのようなことがないよう、何事についても郡方の指示も仰ぐべきことを申渡したものである(4)。

この達により、村方は海辺手当に関して軍用方と郡方双方の指示を仰ぐべきことが改めて確認されたようで、例えば軍用方奉行から神光寺川尻合薬蔵の座下へ風透窓を作るように指示があった際には、郡奉行へも許可を願い出ている（第5表の31、37）。

・史料四（第5表の13）

史料四は、文久三年八月二九日に、吉野義助、堀団三郎両名から杵築赤塚分村浦役人宛てに出された先触である。差出人の吉野義助は、万延元年（一八六〇）普請方勤務についた下級武士で(5)、この時点でも普請方につとめていたものと思われる。堀団三郎も同じく普請方の下級役人であろう。内容は、八月晦日に神光寺川尻御台場御普請手配として罷り出るため、旅宿、食宿、道具類を手配するようにというものである。

史料から、神光寺川尻台場の普請には、杖突、竿者、御小人八〇人ほどが動員されたことがうかがえる。杖突は、一般には土地測量を行う者のようだが(6)、松江藩では御小人方杖突と普請方杖突が存在し、掃除や修繕普請などを行う小人を使役するものだったようである(7)。竿者も同じく測量に携わる者であろう。また、「丁場小廻り日々壱人充」との記述から、ある程度の期間普請が継続されたことも推測できる。

しかし、「軍事留」からはその後の経過を跡付けることができず、この時行われた普請が台場そのものに関するもので、その結果「軍事留」所収の絵図（巻頭図版③）のような構造となったのか、あるいは台場周辺施設に関する普請が行われたのかといった詳細が不明である。

ただ、動員される人数などから、この時には台場そのものの普請ではなく、周辺施設築造にあたっての基礎的な測量などが行われた可能性が高いのではないかと思われる。この記事以降一〇月終わり頃まで獅子垣（鹿垣）に関する記事が多くみえるので（第5表の14、17、19）、あるいはその普請手配に関するものかもしれない。

詳細についてさらなる調査が必要ではあるが、ともかくも、この時、神光寺川尻台場に関するある程度の規模の普請が行われたことがわかる。

・史料五（第5表の17）

史料五は、文久三年九月二四日に、与頭善右衛門、下郡為右衛門から月番年寄五郎兵衛に宛てて出された達である。内容は、明後二六日に、神光寺川尻・古志川尻両所の台場脇合薬蔵獅子垣の入用道具を荒木川方役所へ送るよう舟津村（現出雲市船津町）門蔵へ申し付けたので、それぞれ受け取るようにというものである。

獅子垣入用道具として、長さ八尺（約二・四メートル）、周二寸（約六センチ）の材木一三本、長さ七尺（約二・一メートル）の材木一

〇〇本などがみえるが、これらの材料は、舟津村から斐伊川、高瀬川経由で荒木川方役所(8)まで運送されたと思われる。

・史料六（第5表の21）

史料六は、元治元年（一八六四）五月二〇日に、勝愛蔵から御台場御用神門郡杵築月番目代に宛てて出された書状である。「列士録」（島根県立図書館蔵）によると、勝愛蔵は、文久三年（一八六三）に海防のため楯縫郡国富へ出張などをしていた勝又兵衛の二男で、炮術出精の人物とある。その他の詳しい経歴は不明だが、軍用方に関係する人物ではないかと思われる。

書状の内容は、御台場御用のため大工達が杵築へ罷り出るが、その際大工達から御用人夫や舟人夫などの依頼があれば宜しく取り扱うように、というものである。「此度も又々御台場御用ニ付而、大工共其村へ罷越申候」という記述や史料四（第5表の13）から、文久年間以降、杵築地区沿岸部の台場で普請や作事が頻繁に行われた様子がうかがえる。

・史料七（第5表の26）

史料七は、元治元年八月一七日に、与頭善右衛門、下郡為右衛門から杵築月番年寄十兵衛に宛てて出された達である。内容は、神光寺川尻台場稽古のため農兵取立方が度々訪れるので弁当を用意するように、また、模様によっては逗留することもあるので、差支えがないようあらかじめ炮術方、農兵計三〇人ほどが泊まる宿二軒も手配しておくようにというものである。

農兵は、有事の際の要路固めに際しては大炮手伝を命じられることになっていたように（第5表の25）、軍事の補助的な役割を期待されていたようで、神光寺川尻台場でもそのような目的にそった稽古が行われていたと思われる。

・史料八（第5表の60）

史料八は、明治三年（一八七〇）四月に、杵築月番年寄又右衛門から兵器部御役人に宛てて提出された、神光寺川尻台場手当の預かり証である。明治四年（一八七一）八月に台場廃止の通達が出されるが（史料九、第5表の63）、その前年においては、なおも二〇挋（ドイム、センチ）柘榴弾、二四封度（ポンド）柘榴弾などの弾丸や、関連道具が多数支給されていたようである。なお、第5表の59・61・62も同種の預かり証である。

・史料九（第5表の63）

史料九は、明治四年八月一九日に、軍務掛から神門郡大庄屋、中庄屋宛てに出された通達である。軍務掛は、明治元年（一八六八）の職名改称で、それまでの軍用方奉行と修道奉行を併合して生まれた軍事掛だと思われる(9)。内容は、このたび台場を廃止するので、旧藩時代に私有地に台場を築造した際の土地の代替措置について、年貢免除となったのか、あるいは藩によって借り上げられたのかなどを調査して届け出るようにというものである。

翌二〇日、大庄屋、中庄屋から杵築、鷺浦に調査の指示が出され、それに対する回答は「右様之ヶ所ハ無御座候」というものであった。これは、杵築、鷺浦の台場は、私有地ではなく公有地に築造されたためだと思われる。

明治四年に廃藩置県が行われ藩制が廃止されると、台場・炮台を築造、守護した幕府、大名が姿を消し台場が廃止されていったとい

うが[10]、この史料もそれを示すものであろう。

（1）出雲市教育委員会『十六島湾台場跡群発掘調査報告書　網屋浜台場跡　河下台場跡』出雲市の文化財調査報告一一、二〇一〇年、八ページ第一表などを参照。

（2）「列士録」、島根県立図書館蔵。

（3）馬場俊介氏も、神光寺川尻台場と同様寛政一一年（一七九九）に築造されたとされる網屋浜台場についての考察で、「寛政一一年に「唐船番隊」が置かれ、それに伴い「台場」が設置されたと古文書に記載があるとすれば、間接証拠としては十分で」あると、述べている（馬場俊介「わが国の台場の価値評価と、その中における網屋浜台場と河下台場の位置付けについて」、前掲注（1）報告書、第五章第一節）。

（4）この点については、楯縫郡の状況とともに、小林准士氏によって既に指摘されている（小林准士「文久三年の情勢と河下・小津台場の築造」、前掲注（1）報告書、第五章第四節）。

（5）吉野蕃人「『土工記』に見る河川整備」（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇〇八年）

（6）『日本国語大辞典　第二版』第九巻、小学館、二〇〇一年、「杖突」の項（二三七ページ）。

（7）中原健次『松江藩格式と職制』松江今井書店、一九九七年、七四～七五、八〇～八三ページ。

（8）荒木川方役所は、享保五年（一七二〇）に高瀬川下流（現在の出雲市大社町荒木地区）に開設され、主に松江藩の年貢米輸送において、河川水運から海運への移出拠点となった施設である（多久田友秀「河川舟運」、同「川方役所の人々」、乾隆明編著『続松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇一〇年など）。

（9）前掲注（7）、『松江藩格式と職制』一一一ページ。

（10）佐藤正夫『品川台場史考　幕末から現代まで』理工学社、一九九七年、六三ページ。

第二節　「杵築古事記」にみえる赤塚台場について

「杵築古事記」は、出雲市大社町黒目家に伝来する史料で、初巻から七扁までの八冊からなる(1)。作者は黒目浮名房（相義）で、「杵築古事記」初巻の序文によると、明治二二年（一八八九）、この年八一才の浮名房が、これまでの六十数年の間に見聞したこと、古事記その他の古書を読んだ際に書き控えていたことなどを書き起こしまとめたものであるという(2)。「杵築古事記」三扁（序文明治二二年八月一七日）には、赤塚台場を指すと考えられる「赤塚川尻の上港」の台場についての記述があることから、参考資料として掲載する。

【翻刻】「杵築古事記　三扁」（序文明治二二年八月一七日）

浜仮宮下タ赤塚灘へ大筒台を造る、明治ハ破却

文久三年亥冬、将軍ゟ長州毛利征伐有よしニ而、当国松平家ハ将軍一族の大名なれハ、万一当国へ船軍来たらん事を恐れ、仮宮下赤塚川尻の上港（ミナト）へ一ヶ所、其外其（薗）、差海、久村浜ニも大筒の台場を築きしか、石州浜田城焼打、中国ハ関戸ニて大敗軍、又赤名口、紀州安藤何れ大敗北ニ而京都へ引取、又豊前小倉城焼打、小笠原、安（阿）部大まけ、京都ゟ会津共に江戸へ引取、又江戸も敗北、越後、仙台加勢、会津も大敗軍也

【現代語訳】

浜仮宮下赤塚灘へ大筒台を造る。明治は破却。

文久三亥年（一八六三）の冬、将軍より長州毛利征伐の命令があるそうで、当国松平家は将軍一族の大名（親藩）なので、万一当国へ船軍が来ることを恐れて、仮宮下赤塚川尻の上港へ一ヶ所、そのほか薗、差海、久村浜にも大筒の台場を築いたが、石州浜田城は焼打ちにあい、中国筋は関戸で大敗軍となった。また、赤名口、紀州安藤はいずれも大敗北し、京都に引き取った。また、豊前小倉城は焼打ちにあい、小笠原、阿部も大負けして、京都から会津とともに江戸へ引き取ったが、また江戸でも敗北した。東北では、越後、仙台が加勢した会津も大敗軍となった。

【解説】

史料によると、文久三年冬、松江藩は、長州征討に備えて赤塚川尻の上港、薗、差海、久村浜に大筒の台場を築造したという。赤塚川尻の上港へ築いた台場が、永見家文書にみえる神光寺川尻台場と思われるが、この記述は、神光寺川尻台場の築造は寛政一一年（一七九九）とする『松江市誌』、『松平定安公傳』の記述(3)と食い違っている。

ところで、「杵築古事記」は、作者である浮名房も「数十年之間ひろへ集起せし事故、其件前後混乱せし事も多く」と記しており、実際にこれまでの研究でも記述に誤りが含まれていることが指摘されているので(4)、史料の引用にあたっては注意が必要である。これを踏まえた上で、史料の内容について若干検討してみたい。

まず、作者浮名房について考えると、「杵築古事記」を編纂した明治二二年に八一才であるから、生まれは文化六年（一八〇九）、記事の文久三年には五五才で、それから二六年後の明治二二年に「杵築古事記」を執筆したことになる。このことから、記事の出来事は、実際に浮名房が見聞したものである可能性が高いので、単なる伝聞記事に比べて信憑性は高いといえそうである。

次に、台場築造以外の記述についてみると、それらは長州征討（第一次・元治元年〈一八六四〉、第二次・慶応元年〈一八六五〉）から戊辰戦争に関するもののようである。一般民衆の間にどこまで広がっていたかは分からないが、長州征討論は、実行は不可能だったものの文久三年（一八六三）八月一八日の政変直後には生まれていたという[5]。「石州浜田城焼打」は慶応二年（一八六六）七月一八日で[6]、「中国ハ関戸ニて大敗北」は長州軍が遊撃軍を駐屯させた小瀬（現山口県岩国市小瀬）、関戸（現山口県岩国市関戸）での幕府軍の敗北（芸州口の戦い）を指すと思われる[7]。「赤名口、紀州安藤何れ大敗北」は、松江、広瀬両藩が出動したが、長州軍に押されて後退し、赤名（現飯石郡飯南町赤名）、頓原（現飯石郡飯南町頓原）に駐留したことと[8]、石州口の指揮を任された紀州藩主名代安藤飛騨守の敗北[9]であろう。「豊前小倉城焼打」は、慶応二年八月、長州藩の攻撃を受けた小倉藩が自らの手で小倉城を焼き撤退したもので[10]、「小笠原、安部大まけ」は、九州方面監軍として小倉に入った老中小笠原長行の敗戦と[11]、石州口での福山藩（藩主阿部正方）の敗戦[12]を指すと思われる。「江戸も敗北、越後、仙台加勢、会津も大敗軍」は、明治元年（一八六八）正月に始まる戊辰戦争を指すと思われ、「越後、仙台加勢、会津も大敗北」は、越後、仙台が加勢したが（奥羽越列藩同盟）、会津藩も敗北した、という意味だと思われる。このように、台場以外の記述について検討してみると、一連の出来事から「杵築古事記」執筆までに年数が経過しており、浮名房がその間に正確な情報を仕入れた可能性もあるが、歴史的事実が記されているといえるのである。

肝心の台場に関する記述について改めて確認すると、松江藩は文久三年、長州征討に備えて仮宮下赤塚川尻の上港、薗、差海、久村に大筒の台場を築き、それは明治には破却されたという。

この記事は、台場築造と長州征討を結び付けている点が特徴と考えられるが、これまでの研究が示すように、台場築造は外国船に対する警備を目的としたものであるので、浮名房の認識は間違いであろう。「杵築古事記」を執筆するにあたり、当時を振り返って長州征討と台場築造を結びつけたか、あるいは当時の一般民衆はこのような認識をもっていたのかもしれない。

次に、文久三年に築かれたと記されている赤塚、薗、差海、久村の四台場についてであるが、薗、久村については現在不明なものの、赤塚、差海は寛政一一年（一七九九）の築造とされ、赤塚台場（神光寺川尻台場、以下本節では神光寺川尻台場と呼ぶ）については、第一節でみたように、構造などなお不明な部分が多いものの、少なくとも文久年間以前から存在していた可能性が高いと思われる。

しかしながら、長州征討などの全国的な出来事について事実が詳細に記されているなかで、地元の台場築造に関する記述のみ全くの誤りであるということも考えにくく、浮名房は何かしらの根拠をもとに文久三年に神光寺川尻台場が築造されたと記したと考えてみたい。

そこで、文久三年の神光寺川尻台場の状況を永見家文書からうかがうと、浮名房の記事とは季節に若干ずれがあるものの、三月には松江藩士が杵築に出張し、七月以降、合薬蔵、獅子垣が作られ、八月頃には普請のため八〇人ほどが動員されるなど、大きな動きがあったことがわかる（第一節第5表を参照）。また、蔵や獅子垣などが築かれ、普請が行われると、見た目の上でも大きな変化があったことが予想される。

以上のことから現時点では、浮名房は、文久三年に神光寺川尻台

場の周辺施設などが整備され、その周辺の景観も大きく変化したであろう状況をもって「大筒の台場を築」いたと認識した、と考えておきたい。また、もしそうであるならば、浮名房は、文久年間以前は赤塚には台場がなかったと認識していたといえ、それ以前の台場の不充分さ（寛政一一年〈一七九九〉の築造後放置されていたという可能性も含めて）がうかがえるとともに[13]、文久三年（一八六三）が、神光寺川尻台場が永見家文書「軍事留」所収の絵図（巻頭図版③）のような構造となった時期の有力な候補といえるのではないか。

最後に、「明治ハ破却」という記述については、永見家文書「軍事留」から、明治四年（一八七一）に台場廃止の通達が出されたことが分かるので、事実であるといえる。

以上の検討から、「杵築古事記」の記事は、寛政一一年（一七九九）に築造されたとされる神光寺川尻台場においても、より一層の海防強化が求められた文久年間が大きな画期だったことを示していると思われる。神光寺川尻台場が台場本来の機能を求められたのは文久年間以降であるといえるのではないか。

（1）八冊の内訳は、初巻、二扁、三扁、四扁、第四扁、五扁、六扁、七扁である。なお、七扁は前欠と思われ表紙がないが、内容などから判断して、調査の際に「杵築古事記　七扁」と仮題を付けた。

（2）別途詳細な検討が必要だが、六扁、七扁は、明治二二年以降の作成ではないかと思われる。

（3）上野富太郎・野津静一郎編『松江市誌』松江市庁、一九四一年、三八二～三八五ページ、松平直亮『松平定安公傳』一九三四年、九一～九五ページ。

（4）岡　宏三「近世の出雲大社と御師の布教活動」（島根県古代文化センター『島根県古代文化センター調査研究報告書三〇　出雲大社の御師と神徳弘布』二〇〇五年、一九一～一九三ページ）など。

（5）国史大辞典編集委員会『国史大辞典』九巻、吉川弘文館、「長州征討」の項（五九三～五九五ページ）。

（6）松尾寿ほか『島根県の歴史』山川出版社、二〇〇五年、二六一ページ。

（7）『角川地名大辞典　三五　山口県』角川書店、一九九八年、九三一ページ、野口武彦『長州戦争』中公新書、二〇〇六年、一七一～一七六ページなど。

（8）『島根県の地名』日本歴史地名体系第三三巻、平凡社、一九九五年、四八六ページなど。

（9）前掲注（6）、『島根県の歴史』、二六〇ページ。

（10）国史大辞典編集委員会『国史大辞典』五巻、吉川弘文館、「小倉藩」の項（七〇五～七〇六ページ）。

（11）国史大辞典編集委員会『国史大辞典』二巻、吉川弘文館、「小笠原長行」の項（七三六ページ）。

（12）『藩史大辞典』第六巻　中国四国編、雄山閣、一九九〇年、二六八ページ。

（13）この点で、今後の史料調査が必要ではあるが、原剛氏の「寛政期の台場は、その後整理され、安政三年三月、藩主定安の巡見時には、表の如く九台場となっていた」（『幕末海防史の研究―全国的にみた日本の海防態勢―』名著出版、一九八八年、二五七ページ）という指摘は、赤塚台場の歴史を考える上で重要だと思われる。

報 告 書 抄 録

ふ り が な	あかつかだいばあと
書 名	赤塚台場跡
副 書 名	出雲都市計画道路北荒木赤塚線２工区道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
シ リ ー ズ 名	出雲市の文化財報告
シ リ ー ズ 番 号	22
編 著 者 名	岸　道三　八幡一寛
編 集 機 関	出雲市文化環境部文化財課
所 在 地	〒693－0011　島根県出雲市大津町 2760　TEL　0853－21－6893
発 行 年 月 日	平成 25 年（2013）３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	発掘原因
		市町村	遺跡番号					
あかつかだいばあと 赤塚台場跡	しまねけん 島根県 いずもし 出雲市 たいしゃちょう 大社町 きずきにし 杵築西	322032	z 33	35° 25′ 20″	132° 40′ 33″	20110602 ～ 20120220	797 m²	道路改良 工事

収容遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
赤塚台場跡	散布地	幕末～ 明治前半	—	磁器，陶器， 土師器， 瓦質土器， 土錘	台場が築かれた時期の 陶器，磁器などが出土

要 約	平成 23 年度に出雲市都市整備部まちづくり推進課より，出雲都市計画道路北荒木赤塚線２工区道路改良工事予定地内に存在する赤塚台場跡の発掘調査成果を報告したものである。今回の発掘調査では台場本体は確認できなかったが，幕末の頃の陶磁器などの遺物が多く確認されたことは、付近に台場本体か台場関連施設が存在したことを伺わせる貴重な発見となった。あわせて永見家所蔵の『軍事留』などの文献史料調査を行い，松江藩が海防を強化するために文久年間以降台場を大きく整備しなおされたことが明らかになった。

平成 25 年（2013）3 月発行

出雲市の文化財報告　22

出雲都市計画道路北荒木赤塚線 2 工区道路改良工事に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書

赤 塚 台 場 跡

発　　行　出 雲 市 教 育 委 員 会
島根県出雲市今市町 70

編　　集　出雲市文化環境部　文化財課
島根県出雲市大津町 2760

印刷・製本　有限会社　西村印刷
島根県出雲市灘分町 503-2